

令和元年白浜町議会第3回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和元年9月12日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において 10時00分開会した。

1. 開 議 令和元年9月12日 10時01分

1. 閉 議 令和元年9月12日 14時52分

1. 散 会 令和元年9月12日 14時52分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
5番	丸本	安高	6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務主査 坂本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健
総務課長	愛 須	康 徳	税 務 課 長	岩 城	祐 朗

民生課長	寺脇孝男	住民保健課長	中本敏也
生活環境課長	廣畑康雄	観光課長	泉芳明
建設課長	玉置康仁	上下水道課長	久保道典
会計管理者	玉置孔一	消防長	大谷哲也
教育委員会			
教育次長	榎本崇広	総務課副課長	山口和哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会令和元年第3回定例会2日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

本日は撮影を許可しています。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番外(事務局長)

諸報告を行います。

本日の議事日程についてはお手元に配布しています。

本日は一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願ひします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

2番 楠本君の一般質問を許可します。

楠本君の質問は、分割形式です。通告質問時間は、30分でございます。

楠本君の質問事項は、1つとして、急増する相続放棄施策について。2つとして、農業政策についてであります。

はじめに、急増する相続放棄施策についての質問を許可します。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

それでは通告順に従いまして、一般質問を行います。

まず、台風15号による千葉県の大規模停電は社会問題化しているところでございます。インフラ整備等、相当時間がかかっている折、人命に影響することも出ております。関係者の皆さんにお見舞い申し上げたいと思います。また、台風が紀伊半島にもよく来るわけなんですけども、進路方向の右側が非常に危険であるというふうに、今回も専門家が言うているところでございます。

それでは、急増する相続放棄対策について質問を行いたいと思います。この件については直接担当課というところはございませんけれども、関連する部分もありますので、その点も含めてよろしくお聞きしたいと思います。

まず、亡くなった親族の財産や借金の相続を拒否する相続放棄が年々増加しているところでございます。2015年の相続放棄件数は18万9,381件ののぼり、1985年より4倍に増加している状況であります。社会情勢の変化に伴い、住民要望や相談が多岐にわたっている、そういう社会生活をしていくためには、やはり行政がサポートしていかなければならない課題もあるのではないかと思います。

背景には、親の借金などによるマイナス相続分、手続きが面倒である、疎遠だった身内に今さらかかわりたくない等の要因がさまざまありますけれども、住民要望や相談について何点かお聞きしたいと思います。

インターネットで検索しますと、「放棄すればいいってもんじゃない、知って得する相続放棄の知識」ということで、これも詳しく言うたらきりがありませんけれども、1つは固定資産税や税の滞納措置、放置家屋と納税通知書発送、差し押さえ等、個人情報秘密もあると思われませんが、相続権者の有無の確認等、行政としても原則届け出は家庭裁判所になると思うが、調査件数を含めて何件ぐらいそのような事例があったか、お伺いしたいと思います。

2つ目として、弁護士に相談するとそれなりの費用がかかると思われませんが、相談窓口は俗に言う心配事相談とかそういうものがあるわけなんですけども、3カ月以内に手続きしないと財産を引き継ぐ必要があると聞くので、各課の連携も含めて住民要望にどのように答えていくのか。また、ネットで検索したが、例えば資産より借入金のほうが多い場合など、幾つもの例があると思われそうですが、当局の見解を求めたいと思います。

以上です。

○議 長

楠本君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま、楠本議員から急増する相続放棄施策についてご質問をい

いただきました。

議員ご指摘のとおり、相続放棄の件数については全国的に年々増加しており、和歌山県内においても増加の一途をたどっています。

相続放棄の業務は家庭裁判所の管轄ですが、町の業務に多々関係するものがございます。住民から相談を受けた際には速やかにかつ新設丁寧に必要な情報をご案内することが大切です。詳細につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議 長
番外 税務課長 岩城君（登壇）

○番 外（税務課長）

おはようございます。楠本議員から相続放棄に関する税の事務処理についてご質問をいただきました。

ご承知のとおり、相続については、土地家屋、預貯金などのプラスの財産だけを相続し、借金など負の財産を放棄するということはできません。相続には、相続人が被相続人の土地の所有権の権利や借金の義務を全て受け継ぐ「単純承認」、相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ「限定承認」、もしくは権利や義務の一切を受け継がない「相続放棄」があります。

白浜町税務課では、納税義務者が亡くなっていることがわかったときは、直ちに相続人調査を行い、代表相続人を決定していただくよう案内をいたします。この手続の中で相続人から相続放棄の手続についての相談を受けた際には、被相続人の最終の住所地を統括する家庭裁判所において相続放棄の手続を案内いたしております。また、相続放棄の手続完了後には、これを確認する書類として、家庭裁判所の相続放棄申述受理通知書の写しの提出をお願いいたしております。

相続放棄に関する調査件数は、平成30年度で約50件ございました。そのほとんどが町外在住者の案件でございます。

続きまして、2番目の質問です。相続放棄に関する相談窓口と現状についてご質問をいただきました。

白浜町税務課では、納税者から相続放棄の相談を受けた際には、被相続人及び相続人の現況をお聞きし、どのような手続が必要になるか考慮し、家庭裁判所等の専門機関へご案内をいたしております。

相続人は自己のために相続が開始したことを知ったときから3カ月以内に、単純承認か限定承認か相続放棄のいずれかを選ばなければなりません。相続財産が把握できておらず、調査が必要な場合や相続財産の状況を調査しても、なお相続を承認するか放棄するかを判断する資料が得られない場合には、管轄の家庭裁判所に相続の承認または放棄の期間の伸長の申立てができるようになっております。

また、相続財産が全くないと信じ、かつそのように信じたことに相当な理由があるときなどは、その相続財産の全部または一部の存在を認識したときから3カ月以内に申述すれば、相続放棄の申述が受理されるようなケースもあるようです。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば、許可します。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

家庭裁判所で審議をするということですがけれども、実際にそのような内容がわかってないというような部分もございます。まして親の財産の借金の部分があるというようなことで、兄弟がいがみ合いをするというようなこともございますので、そこらは家庭裁判所のことではあるんですけれども、やはり親切丁寧にやってもらいたいというふうに思います。

また、督促をしたり、また空き家屋のようなときもいろいろと問題点があると思いますので、各課連携した上で取り組んでもらいたいというふうに思います。

この項を終わります。

○議 長

以上で、急増する相続放棄施策についての質問は終わりました。

次に、農業政策についての質問を許可します。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

それでは、農業政策について、まず質問をしたいと思います。

多面的機能の保持や維持とか管理を図るための支払い交付金の有効活用を利用することは、いささかも反対するものでないし、それは最初に申し添えたいと思います。

また、長期総合計画の中で遂行に当たっては、町政報告会においても、町長は新制度による農業委員会の改正の内容、議員も町政報告会に出たと思うんですけれども、新制度による農業委員会の改正の問題、農地流動化促進特別対策助成金の問題、さらには、新しくこの間の全協でもあったわけなんだけど、新たな森林管理システム、森林経営管理法に基づく市町村による新たな森林経営の管理システムの確立に向けた取り組みについても質問がありました。さらには、漁業では、南紀白浜水産資源流通促進事業について、町政報告会において、第一次産業の取り組みについて町長から説明があったところです。

8月16日の全員協議会では、説明を受けました。第一次産業である農業者を支援することには、高齢者や離農者を支援していくことになるので最も重要な課題であるというふうに私も認識しているところでございます。

交付金の対象とならない対象農用地を含めて交付金を受領したとあるが、この件について何点か説明を受けたところですが、再度質問をしていきたいと思います。

全員協議会でも概要、返還額の算定、発生の原因等の説明を受けましたが、平成26年より多面的機能支払交付金を交付されているが、計画の段階で経過報告のとおり、申請した時点で県の指導はあったのかどうか。

2つ目として、発生の原因について、交付金の対象とならない農業振興地域内の農用地区域から除外された地番、交付金の対象とならない農用地でない白地地番、圃場整備時に非農地用とした地番が含まれていると説明を受けたところです。

一筆ごとに対象となるか否かの確認作業の見落とし、農地転用で農用地でなくなった場合をはずす作業の怠り、関係書類の精査等調査した事業後の事務作業等地目についても伺いたいと思います。

3つ目は、各活動組織の返還額について、詰めの作業はできているのか。

それから、4つ目として、9月3日に農用地等利用最適化推進施策の説明を全員協議会で受けたところですが、農業委員会に関する法律第38条に基づく意見として重く受けとめて

いかなければならないと思うわけです。

第一次産業に働く農業者の意見を痛切に感じているところであります。しかし、集落営農を守るために、水利の問題、鳥獣害対策を含め十分な意識啓発と意識調査が必要と思われるが、例えば、見草でも写真つきで載っておりましたけれども、水利は全然使えない。鳥獣害の被害が多いというようなこともありますので、そこらを再度当局の見解を求めるところでございます。

以上です。

○議 長

楠本君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、楠本議員から多面的機能支払交付金についてご質問をいただきました。

近年の第一次産業は、就業人口の大幅な減少や、高齢化の進展、農山漁村の過疎化、農地や水産資源の減少等により、危機的な状況を迎えていると言っても過言ではありません。議員のご質問にもございましたが、農業委員会の制度改正や、新たに制定されました森林経営管理法に基づく森林管理システムなど、国の制度も大きな変遷を見せております。もちろん私はその重要性は十分に認識しており、農地流動化促進特例対策助成金や南紀水産資源流通促進事業なども第一次産業の活性化に向けた有効な施策として進めており、先般の町政報告会でもそのあたりを説明させていただいたところです。

ご質問いただきました多面的機能支払交付金について申し上げますと、農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保安全管理の推進を目的として、この制度が創設されています。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持、発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という面でも大きな役割を果たしています。

この多面的機能支払交付金につきましては、8月の全員協議会で説明させていただいたように、今般、受領していた交付金の額に誤りがあったことが判明しました。その原因は、町が行いました対象となる農用地の抽出作業において間違いがあったことによるものでございます。各活動組織を初めとする町民の皆様方にまことに申しわけなく、この場をお借りいたしまして、改めておわびを申し上げる次第でございます。

それから、先月26日付で白浜町農業委員会からいただいた農地利用最適化推進施策の改善についての意見に関するご質問をいただきました。これは、農業委員会等に関する法律第38条に基づく農地利用最適化推進施策の改善についての意見として、各地域の長期的な展望を見据え、集落営農を守るための政策として、行政が主体となり、関係機関や関係部署と農業法人設立を視野に入れた協議も進め、実効性のある取り組みを始める必要があるとの意見をいただいたものでございます。まことにありがたく、農業委員会の皆様方に改めて感謝

と敬意を表するとともに、町といたしましても、検討協議を進め、実現につなげていければと思っているところでございます。

今後の農業を進めていく上では、議員がおっしゃるとおり、集落営農においては地域全体で農地を守る必要があり、遊休農地が発生すると害虫や水路の問題は集落営農に支障をきたしますので、集落営農の保持につながるということの十分な意識啓発は当然必要なことでございます。

また、農業法人を設立し、事業を進めていくには、農業者や農地所有者の意向が大事であることは言うまでもございませんので、そのあたりの調査もきちんと行った上での検討協議を行い、町の方針の確立に向けた取り組みを進めたいと考えております。

議員におかれましても引き続きご指導いただきますようお願いを申し上げます。

ご質問の多面的機能支払交付金に関する申請時点での県の指導の有無などにつきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君（登壇）

○番 外（農林水産課長）

まず、多面的機能支払交付金に関しての申請時点での県の指導の有無について答弁させていただきます。

交付金受給の対象となるのは、各地域の農業者、地域住民などで構成されたそれぞれの活動組織ですが、活動組織は町から提供された対象となる農用地の面積を根拠として交付金を申請し、支給しています。この町から提供された対象となる農用地に、交付金の対象とならない農業振興地域内の農用地区域から除外されていた地番と農用地でない白字地番、それから、圃場整備時に非農用地とした地番が含まれておりました。

ご質問いただきました、事業開始時における交付金受給の対象となる農用地の抽出作業における県の指導でございますが、当時の担当者を確認したところでは、補助要綱等の説明にあったと思いますが、そのような細かな指導はなかったとのこと。ただ要綱には記載がございますので、町としてきちんとした確認をした上で行うべき事務であったと考えてございます。

次に、確認作業の見落としや作業の怠りについてですが、事業開始時における交付金受給の対象となる農用地の抽出作業において、本来であれば一筆ごとに対象となるか否かの確認をすべきですが、当時の担当者への確認では、まず当該作業が必要であることに気がつかなかった。これはやはり要綱をきちんと見れてなかったということと、または作業をしたが、当然確認をしなければいけないというのはわかっていたが、見落としていた。

これは、その当時、平成19年度、それから26年度とかその事業が始まった時点の担当者が異なりますので、そのときの担当者によってはこういったことを知らなかったとか見落としていたという違いがあるんですが、こういったことが原因でございます。したがって、一筆ごとの調査ができていなかったということになります。すみません、調査ができていなかった。それからきちんとできていなかった。そういうことになります。

それから、返還額が発生する活動組織については、それぞれの組織で可能な範囲で返還いただくようお願いしまして、了解をいただいております。今回の返還で活動組織内での賦金が発生するというようなことは予定してございませんし、各活動組織とも現在まだいろい

るな活動をしてございますので、本年度の交付金が交付された後、速やかに返還手続きを進める予定としてございます。

以上です。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば、許可します。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

まず、農地法38条に基づく意見として、町長から答弁をいただいたわけですが、今でも農繁期の稲刈り等、農協との協定の中でやっているところなんです、その38条に基づく、主体的に白浜町がやっていくということは、説明の中でも、経営としては赤字であるということが、この間の全協でも申されました。財政が多難な折、農業者の、農業委員会の意見は意見として、やはり財政的なこととか、関連の農業者の皆さんと話し合いをすとか、農協関係の皆さんと話をした上で、赤字の出ないような工夫をしていく必要があると思います。

それから、先ほども申しましたように、集落営農をしていく上において、現地を全て見ているわけではありませんけれども、ちょっと無理やなというようなところもありますので、その点も踏まえて農業者、相続者の意見も聞いた上でやってもらいたいというふうに思います。お金を入れてもすぐ放棄してというようなことでは、町の財政も厳しい折から、やはり慎重にやってもらいたいと思います。

それから、所長から説明を受けましたけれども、一連の問題はやはり県も膨大な資料があってその指導はできてなかったと言いますけれども、近畿農政局との話においても、これは県から説明があって初めてわかったということですが、会検では何も言われなんだのか、そこらの点も含めて再度答弁を願いたいと思います。

○議 長

再質問に対する、当局の答弁をもとめます。

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、慎重にというふうなことでございますが、実は先般、この月曜日、農協のほうに、農業委員会、それから私ども農林水産課長という立場も含めまして、いろんなこういった文書の説明をしに行ってまいりました。その中でも農協さんではもう10年ほど前にはこのような検討をしたことがあると。ただそれがやはり現在に至っていないというふうなこともございますので、その辺の理由とか、非常に参考になるのかと思ってございます。

それからあとは、例えば農業法人を立ち上げるにしても、立ち上げるのが適切であるのか、例えば逆に言えば民間活力を利用したやり方というの、可能だと思うんです。

ですから、そういったこともいろいろ視野に入れた中で慎重に進めてまいりたいというふうに担当課としては思っております。

それから、会検の部分でございますが、会検の中では今までこのような指摘というのはございません。それで会検の場合は、まず農用地のどれが対象になっているかいないかというところの審査というのは会検の場合はほとんど見られてございません。ですから、最初に町が固めた面積、これに対してどのような格好でいっているか。それから、収入、支出の部分

はきちんとやっているか、このような検査を主眼に置いてございますから、会検の中では指摘がされてございませんし、恐らく現在受けても大丈夫かなというふうな、事務的にはそのような格好でやれております。

ただ最初の根本の面積を誤っていましたので、今回はそこを包み隠さず近畿農政局、国、県に申し上げて返還を自主的に行っていくと、このようなことで考えてございます。

以上です。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再々質問ございませんか。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

農用地を利用するということについてはいささかも異論はございませんけれども、やはり法人組織を立ち上げるということはそれなりのリスクも生じてきますから、その点も踏まえて、今後、所長が言われたように、関係機関と十分精査をした上で今後進めてもらいたい、そういうふうに思います。

以上をもって私の一般質問を終わりたいと思います。

○議 長

以上をもちまして、楠本君の一般質問は終わりました。

休憩します。

（休憩 10 時 33 分 再開 10 時 39 分）

○議 長

再開します。

13番 溝口君の一般質問を許可します。

溝口君の質問は、総括形式です。通告質問時間は、60分でございます。

溝口君の質問事項は、町政発展に向けた諸課題の取り組みについてであります。

町政発展に向けた諸課題の取り組みについての質問を許可します。

13番 溝口君（登壇）

○13 番

おはようございます。13番 溝口です。通告に従いまして、9月議会の一般質問に入っていきたいと思っております。

今回は、私は質問形式を初めての総括質問となります。きょうの質問で、議員にならせていただいてから、多分37回か38回目の質問であります。総括質問は今回が初めてであります。今まで一問一答形式の原稿を書いてきたわけで、質問書をつくってきたわけですが、総括質問をいざ作成にかかれば、これもこれでなかなか難しいなという形で2日、3日かかりました。どのような内容になっていきますか、また一般質問を通じて自分で検証してまいりたいと、そのように思っております。

質問事項は町政発展に向けた諸課題の取り組みについてであります。

町政の発展ということは、すなわち町の発展についてであります。そういった諸課題については、それこそ本当に数え切れないほど多くの項目があります。そういった中で、私は今回、第二次白浜町長期総合計画をもとにして何点か町の考えを聞いていきたいなど、そのように思っております。

現在の白浜町は、昭和の合併、昭和初期に私が住んでいます北富田村も東富田村と合併をしてそれで今の白浜町と合併をしたのが、たしか昭和三十四、五年ぐらいだったかなと、そのように思います。それを経て、そして平成の大合併であります平成18年には、旧日置川町との合併で今日の白浜町になったわけであります。そういった中では、先ほども申し上げましたように、合併をして多くの地域が誕生することになり、行政として取り組まなければならない本当に多くの課題があります。

そして、平成18年の合併から既に13年が経過をいたしました。そのような中で取り組みが進んだこと、まだまだかなと、本当に多岐にわたるわけであります。そういった中でことしは元号も令和の新元号になった今日、今まさに日本全体が、これも多くの報道、新聞紙上等でも将来の日本のあり方について発表がありますが、いよいよ日本全体が少子高齢化の現実に置かれることになっております。そういったことで、我が白浜町のような地方都市、地方自治体においては、その対応、また対策は頭の痛いところであります。これは白浜町に限ったわけではありません。一部の大都市を除いた日本全体の多くの地方都市がそういった境遇になってるということであります。

しかし、また、そういった中でも、厳しい財政状況の中でも、やはり行政としてこういった少子高齢化であるとかそういった対策、そしてまたさまざまなほかの対策にも有効な施策を打ち出していき、少しでも町の衰退に歯どめをかけるべく、そして少しでも町の発展に向けた行政運営をしていかなければならないのであります。そういったことにおきましては、まさに今行政としての責任であるとか、そしてまた行政の力量が問われる時代になっているのであります。

そこでまず私は質問をしたいと思いますが、この白浜町でも第二次白浜町長期総合計画が発行されております。そういった中で町としては長期総合計画を今後どのように活用していくつもりであるのか、そういった点について、町の考えを聞いてみたいと思います。

ほかには、また個別のことについても2つ、3つ聞いてまいりたいと思います。

まず第1点であります、白浜町の基幹産業、これは観光産業であります。この基幹産業は観光産業であるということにつきましては、長期総合計画でもうたわれております。観光産業の発展なくして白浜町の発展はないということは、これは白浜町民全ての認識事項であるかと思うわけであります。

そういった中で我が白浜町は、全国的にも本当に知名度の高い白浜温泉を白浜町行政としてどう発信していき、そして白浜町に来てもらうかが、最重要課題であります。ほかのさまざまな政策等もいっぱいありますが、何といたっても白浜町の成り立ちは観光であります。この観光産業が発展しないということには、白浜町も発展をしない、そういったことでもあります。

また、我が白浜温泉は、ほかの温泉地、私も過去のサラリーマン時代から始まっているいろいろな日本全国の多くの観光地にも訪問しておりますが、訪れて初めて、この白浜と比較した場合、ほかの温泉地と比べても本当に白浜町は恵まれているなど、多くの観光資源が豊富であるなど、そう実感するわけであります。こういったことにつきましては、県知事におかれましても、昨年の選挙の際にも多くの町民の皆さん方の前で演説をされておりましたが、本当に白浜町は恵まれていると、豊富な観光資源をいかに有効に生かしていくかが、大事であると、そのような話であったかと思えます。

このような中で、私は常々言うんですけど、行政が観光産業の商売をしてるわけではありませんが、やはり行政というのは縁の下の力持ちというんですか、そういった政策的な面で下支えをします。そういった中で商工会であるとか観光協会、また旅館組合、俗に白浜町の経済三団体とよく言われておりますが、こちらのそういった諸団体と連携をとりながら、言葉では経済三団体と連携をとりながら白浜町行政、観光行政発展のために発信をしているわけですが、真の連携をとりながら、やはりこれからの厳しい時代に向けて有効な観光施策を行政が主体となって、そしてまた縁の下の力持ちとなってさまざまな取り組みをしていかなければならないと、そのように思うわけであります。

今言いましたように、行政が主導していかなければと思うわけであります。

そこで、私の1つの提案であります。以前にも一般質問でも質問をさせていただきましたが、私はその主導役として、白浜町の中の観光局、DMO白浜ですね、もうこれは今は白浜観光局となりましたけども、私はこの観光局が主導役となって経済三団体と真の連携をとりながら、白浜のよさをどう発信して、その上で観光客誘致に向けて、そしてまたその成果が上がるように連携役になるべきであると、そのように私は考えておるんです。その中で、そのような連携をとってスムーズに組織運営というんですか、それができるように、また必要であれば私はそういったことを視野に入れた組織編成も必要ではないのかなと思うわけであります。

そういったことにつきまして、町としてはさまざまこれからの将来像、観光産業に対してどうなれば白浜町にお客さんが来ていただけるのか、その組織というか、今でもそれぞれはあるわけでありますが、これから厳しい時代、少子高齢化で迎える中で、日本にも、数えたことはありませんが多分数百の温泉地があるということは、それぞれの市町にも観光行政というんですか、それぞれで存在するわけです。その中で我が白浜町も勝ち抜いていかなければならない。

ひと昔、昭和の初期、高度成長時代が始まったときには、私の子どものころの記憶では白浜町の駅の再開発の前であります。当時は特急ではなくて急行ですか、平日、土日関係なしに夕方の列車が着くたびに団体の観光客がそれこそいっぱい駅からあふれ出るようにあり、またそのお客さん方を迎えるように各温泉のほうから旗を持った方々がお迎えをして、そういったことが高度成長時代には何年、10年近く余り連日連夜そういった活況になった時代があります。

そういったことも白浜町としてはいい時代を経験しておりますが、今の令和元年、日本全体が冒頭に申し上げましたように少子高齢化を迎え、そういった昔の高度成長時代の活況したような状態はもう二度と起こらないと。その中で我が白浜町の成り立ちとしての観光産業をどう発展させていかなければならないか、発展なくして白浜町の未来はないと。先ほども申し上げましたように、日本全国のこういった温泉地、観光行政に携わっている多くの市町の中で、我が白浜町も勝ち残っていかなければならないと、我が町はそういった行政の宿命であります。

観光地白浜町としてよりよい観光地をつくっていこうとすれば、厳しい財政状況の中ではありますが、やはり整備費というんですか、お客様を迎える、そしてまた観光地、観光施設関連、道路整備とかいろいろとインフラも含めて整備費がかさむことになってきます。いくらお金がないといっても、これを投入しなくて今のままであれば、やはり白浜町として衰退

というんですか、整備なくして多くの来泉客を迎えると、そういった体制も築けないわけがあります。よく言われています。観光地、観光行政をするには必要経費といいますかお金が必要だと。これはほかの観光産業とは関係のない市町に比べれば、その分必要、重要というか必要な財政というかそういった形が要ってくるということでもあります。

しかし、私が聞きたいのは、厳しい財政状況であります、今後行政として計画的に整備費の投入について、運営というんですか、本当に厳しい財政であります。収支バランスを見ても、本当に新規の事業につぎ込むゆとりのある財源は、そんなに十何億とかそういった形では今の白浜町にはありませんが、少ない中でも計画的に、白浜町の運命をにぎる観光の施策を実現することに対して、やはりこれは必要な財源も投入していかなければならないと、私は思うわけであります。

そういったことで計画的に予算を今後、町として中長期的に考えて計画、予算を計上していく考え方があるのかなのかにつきました、聞きたいと思うわけであります。

次の項目につきましたは、第一次産業についても少し町の考えを聞きたいと思います。

一次産業は、農林漁業であります、まず最初に農業についてであります。

この農業につきましたも、私は過去何度か一般質問でも取り上げてまいりました。先ほどから申しております白浜町の第二次白浜町長期総合計画の中にもうたわれておりますが、今現在の農業の衰退、第一次産業の衰退、これは何といたってもそういった農業従事者の高齢化と、そしてまた後継者不足の問題が今現在の農業衰退の一番の原因であるということは、明白な事実であります。白浜町の第一次産業の農業だけが衰退をしているということではございません。日本全国の農業がそういった形で直面している、本当に大きな問題事項であります。これは共通の指摘事項であるかなと、そのように思うわけであります。そのほかには、これも大きな要因であります、農作物の価格低迷。すなわち農業所得が低いということで、やはり農業を継いで専業農家でしていくには、余りにも農業所得が低いから、人に使われるのが嫌で自分の考えでいろんな作物をつくり、白浜町の主流は米作であります、今私のところもちょうど秋の米作の稲刈りが終わりました。普通稲刈りが終わってから、昔でありましたら白浜町の富田でありましたらレタスが有名でいろいろつくってきたわけではありますが、米作が終わった後の、これからの秋、冬に向けての農作物、自分の考えで肥料をやってこうやったら生育がええなという形で取り組んでいきたいと思っている若者という人もおるわけではありますが、やはりしかし、我々はどうしても所得というんですか、それが生活していく上で必要になるわけです。そこからやはり今現在の農業所得が、いくら朝から晩まで頑張ってもこれぐらいだと、これではなかなか生活が立ちいかないというのが、やはり後継者不足になる、その大きな原因でもあるわけであります。

先ほど私が申しましたように、白浜町の農業の主流は米作であります。私のところもことは大変でした。私のところだけではございませんが、8月15日のお盆に台風がやってまいりまして、私のところの地域、北富田地域でありましたら大体稲刈りが8月20日前後、早い方であれば16日、17日から稲刈りが始まるわけではありますが、いよいよあと1週間、遅くとも10日後には稲刈りやなというときに、台風が来た。ほとんど実ができ上がっているところが台風でほとんどの稲が倒れました。少しの倒れでは今現在の機械では刈っていけるわけですが、余りにも台風の風でべたとなれば、もう収穫するわけにもいかないので、これは一昔、三昔前でしたら、一家総出で親戚まで総動員して、それこそ鎌で刈っていくわけ

であります、もう今は何分核家族化になり、作物がもったいないということではありますが、そういった形の手作業でやられる方はほとんどおりません。私ところの地区でも本当にかわいそうに、一町余りつくっている方のほとんどがそういった状態になりまして、一家総動員、親戚まで駆り出して鎌で刈っておられました。また、他方、もうこれは刈り取るってコンバインも入らんのでもうちちょっとしかつくってないから、もったいないけども、ことしはこのまま捨てるんやと、そういった農家の方も何軒かいらっしやいました。町役場の職員の中でも、少ししかつくってない、その少しの田んぼが台風の影響で刈り取るにも刈り取れんと。もったいないけども仕方がないという形で、廃棄処分というんですか、そのままでという形になっております。本当に農業をしていく上で大変なことあります。

その中で、これも以前一般質問の中でも言いましたように、今現在の農業従事者の高齢化、そしてまた後継者不足の影響で、将来のこと、以前にも申し上げましたけども、一体5年後、この白浜町の農業に携わる方であるとか、農業の様子、形態がどのようになっているのかなと考えたときに、これは私の個人的な考えですが、感覚であります、多分5年後では3割前後は間違いなく減っているだろうなと。さらに10年後を考えた場合、ほとんど予想ができないぐらい衰退というか、携わっている方が少なくなっているのではないのかなと、そのように思うわけあります。

そういった中で、今は先ほど楠本議員からも一般質問がありました。そしてまた全員協議会でも説明がありましたように、このことにつきましては遊休農地を発生させないために以前から取り組みがありますけども、農地中間管理事業で今は何とかそういった、自分のところでは田んぼは持ってるけど米づくりもようせんと、誰か借りてくれる人を紹介する、そういった制度があつて、今は何とか回ってるかなと思うわけあります。しかし、この農地中間管理機構の紹介されている農地というのも、やはり圃場整備が済んでいる地域において農地を持ってらっしゃる方が、もう私ところも自分ところできるようつくらん。誰かつくってくれんかなという形で紹介を依頼すれば、農地管理機構にも中間管理機構にも頼らずに、個人的なつき合いをしている方に、私ところの田んぼをつくってくれんかなという形で圃場整備をしている地域においては、ほとんどそんな形をつくってくれる人が見つかって、今現在も農業をしてるといような状況であります。他方、やはり圃場整備をしていない農地、そういった地域においては遊休農地が多いわけあります。農地中間管理機構を有効活用しようと、また個人的に誰かが頼みに行つて、つくってくれんかなとなつても、現実的になかなか難しい。やっぱり圃場整備をされていない地域というのは、農業用水、排水路もちゃんとできてないところがほとんどであります。

後でも申し上げます、その中で何とか遊休農地を発生させないために、今回農業委員会からも提唱がありましたように、そういった形の土地を、行政として後押しをして農業法人の設立をして、そんな法人をつくって取り組むのはどうかと、そういった提言であります、現実的に、圃場整備をしていない地域の農地について、行政が主体となつて法人を設立しての遊休農地解消、さらには農業衰退に歯どめというんですか、その政策は打ち出すことはできません、いざ実行となつた場合、できるかどうかとなつた場合であります、これはなかなか難しい。私はこういったことを否定するのはどうかとは思いますが、これは現実的ではないし、多分行政としてもようせんやろうなと。うまくそれをやつたとしても、現状、収支バランスでいったら赤字であると。若干の赤字であつても、やはり農業を何とかこれ以上

衰退するわけにはいかない、遊休農地を発生させるわけにはいかないということで、そういった経費的に見れる分ぐらいの赤字ぐらいだったらいいわけではありますが、なかなか難しいかなと。

ですから、その点についても今後、担当課のほうでさまざまなバリエーションというか踏まえて、行政としてどういった形の可能性というか、できるかどうかを今後、検討してもらえればなど、そう思うわけであります。

先ほども申しましたように、本当に行政当局として、今後検討するに対しては、今申し上げましたように、農地の中で圃場整備をしている農地としていない農地、そこを十分頭に入れた上で、行政としてどう農業法人を設立しても、うまくいく可能性があるかないか、そういった点につきまして、今後1年かかるか、2年かかるか、そういった点を踏まえて検討してもらいたいと思うわけであります。

そういったことについて、いま一度町としての考え方を、今考え方を求めたとしても、今はこうですというのは明確な方針はまだ決まっていなかつたのかとは思いますが、基本的なそういった考え方についていま一度聞きたいと思うわけであります。

次に、漁業についても若干質問したいと思つます。

漁業も農業と同様であります。漁業従事者の方の高齢化と後継者不足、これも農業と全く同じであります。こういったことが衰退の大きな原因であります。

そういった中で、私はこの漁業も近年、とるよりも水産資源の確保、そのための放流事業であるとか養殖事業というんですか、そういうような形で、要はとる漁業から育てる漁業にも変換になっているのかなと思うわけであります。その中で町として、我が白浜町の漁業についても、やはり行政として下支えをしていかなければならないと思うわけであります。

しかし、その肝心の漁業のお膝元であります漁業協同組合が、今は組織的に大変な時期というか変革期を迎えておるわけであります。漁業協同組合の直接の監督官庁は県であります。やはり我が町白浜町としても行政としても、早期に漁業組合が健全な運営ができるように、町行政として何か助言するようなことが、こうすればというようなことがあれば話すべきであるかなと思うわけであります。先ほどから申しておりますように、その肝心の漁業組合が今、執行部というか組合の運営体制がまだはっきりと決まっておりませんので、白浜町行政として、さまざまな提言をするのも相手の役員さんが総退陣をして新しい役員さんを今まさに決めようという形の取り組みでありますから、うまく新役員が決まった後は、やはり町としての考え方も話をされてはどうかなと思うわけであります。

そういった中で白浜町としても、今年度は放流事業につきましても当初予算に計上しておりますが、今の漁業組合の状態がもう少しまだ長引けば、今年度の放流事業もひょっとすればすることができないかというような事態が考えられるわけでありますが、そうした点につきましても町として話ができるような状態になれば速やかに話をすればどうかなと思うわけであります。

いま一つは林業についてであります。私も林業については知識を多く持っておりませんが、これは私の個人的考えであります。林業は大変を乗り越えて、1つの商品になるまで最低でも30年、50年。この前テレビを見ておりましたら奈良県の吉野杉をたまたまやっておりますけれども、商品になるには100年かかるそうです。植えてから100年、その間に山林の整備をしなければならない。最低でも30年ぐらいですか、30年、50年と気

の遠くなるような時間がかかるわけですが、白浜町の林業においては、私は衰退とかどうかいう以前にほとんど壊滅的な状態になっているのではないのかなと、そのように思うわけでありまして、林業につきましては、もう少し勉強することがありまして、勉強して、少しでも提言できるようになりたいと、そのように考えるところであります。

次に3点目でありまして、今まで町の取り組みの諸課題、行政運営、町の発展については無数の課題がありますが、やはり先ほどからの少子高齢化の問題も申し上げましたので、教育関係のことについても質問をしてみたいと思います。

少子化の問題について、そしてこの影響で、今後小学校、中学校での児童生徒の教育または教育環境を考えた場合、少子化による児童生徒の減少は、今後避けられない状況であります。多分教育委員会の中では各地域のゼロ歳児から小学校へ入るまでのお子さんの数も把握をされていると思います。そういった中においても各地域の小学校、中学校において、年々減ってくるだろうと。若干ふえるというか横ばいのところもあろうかと思いますが、私の考えではほぼ7割以上のところが今後減っていくであろうと、そう思うわけでありまして。

そういった状況を考えた場合、私は教育委員会として、小中学校の少子化を将来に見据えて、小中学校の統合規定などを策定すべきではないのかなと思うわけでありまして。統合規定という表現が合ってるかどうかわかりませんが、1つの目安というんですか、やはりそれをつくり、白浜町内の各地域に対して教育委員会として1つの指針として、全校生徒数がこれぐらいになれば統合を検討してみたいと思いますよと。するしないは別であります、基本的な指針というか目安というか、私はそれを作成して広く白浜町内の各地域というか町民の皆さんに、私は発信をすべきではないのかなと。

そのときに、今申し上げたように、絶対統合ありきではないですよと、それも申し伝えるべきだとは思いますが、教育行政、生徒児童の教育環境を考えた場合、常識的に考えて、3人、4人で満足な生徒児童の教育ができるのかと。地域の学校がなくなる、地域の寂しい気持ち、思いもよくわかります。私もわかりますが、これは私の持論であります、学校は地域のためにあるのではなく、児童生徒のためにあると、私はそのように思っております。その中であります、やはりあるものが統合によりなくなる。当該地域においてはそれこそ複雑な町民感情というか区民感情もあるのも事実であります、その上で教育委員会としては、1つの目安というか指針、統合規定というんですか、それをつくり、私は事前に発信をしておくべきではないのかなと、そのように考えるわけでありまして、そういったことにつきまして町の考え、教育委員会の考えはどうなのかと、そのことを聞きたいと思うわけでありまして。

町政の発展を考えた場合、先ほどからも言ってますけども、この3点、4点ではございません。各担当課においても、町長、副町長におかれましては、無数にあるわけでありまして。行政にとってここまでやったからこの先は大丈夫ということはない、これが行政の宿命であります。それこそ何十ではきかないほどの何百項目があるわけですから。それがうまくいってこそ、本当によりよいまちづくり、そういった形のまちができると。言うのは簡単ですが実行していくのはなかなか難しいことではあります、放っておくわけにはいかないわけでありまして。

そういったことについて、さまざまありますが、私が今特に申し上げました3点につきまして、町当局、そしてまた教育委員会の考えを聞きたいと思っております。

それでは、1回目の質問は以上であります。

○議 長

溝口君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、溝口議員より町政発展に向けた諸課題の取り組みについてご質問をいただきました。

まず最初に、第二次白浜町長期総合計画の活用についてでございますが、本町では、各地域が持つ個性を伸ばし、かつ一体的なまちづくりを住民の参画と協働により取り組むといった趣旨により、中長期的な視点から、新たなまちづくりの方向性を示すために、第二次白浜町長期総合計画を策定しています。また、まちの将来像を「かがやきと安らぎと交流のまちしらはま」とし、温かくふれあいのあるまちづくりを基本に取り組を進めているところであります。

第二次白浜町長期総合計画におきましては、第一次計画で課題や実施に至らなかった事業や新たに取り組みを進める事業を中心として、これからも着実に一歩ずつ将来を見据えたビジョンを示しているものであり、具体的な施策につきましては、それぞれ分野ごとの個別計画により進めていく必要があると考えています。

まちづくりの考え方については、将来ビジョンを掲げ、中長期的な展望を示すことが何より重要だと考えております。そのため、長期総合計画においては、そのような町のビジョンを示す役割があり、今後進めていく施策の道しるべになるものだと考えています。

私は就任以来、「白浜創生」「世界に誇れる観光リゾート白浜」の実現に向けて、まちづくりを進めてまいりました。また、町民や観光客にとって、「住んでよし、訪れてよし」の白浜町、「オンリーワンの観光地」を目指す各種施策に取り組んできました。まだ道半ばではありますが、今後も長期総合計画の方針に基づき、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

また、溝口議員から第二次白浜町長期総合計画から観光産業についてのご質問をいただきました。

議員がおっしゃるとおり、白浜町の基幹産業は観光産業であります。その発展なくしては当町の発展はないと考えております。当町は、申し上げるまでもなく、海・山・川からなる風光明媚な景勝地や由緒ある温泉、おいしい食材や観光施設など、観光資源が多々あり、大変充実しております。それらの観光資源を生かしながら、白浜は楽しかった。また来たいと思っただけのような観光地づくりを引き続き目指して、取り組んでまいりたいと考えております。また、それらの観光スポットや豊富な情報をインターネットやプロモーションなどを通じていち早く、的確に観光客や旅行会社へ提供することが大変重要ではないかと考えてございます。

現在、南紀白浜観光局では、南紀白浜に対する認知度、興味度の調査や、対面調査アンケートによる満足度調査等から得られたデータを分析し、それらをもとに観光商品づくりやプロモーション、また受け入れ体制整備等に取り組んでおります。各種事業を進める上においては、経済団体との連携は不可欠であります。特に観光に特化した団体である白浜観光協会と南紀白浜観光局はより一層の連携は必要であります。その一方、組織の編成ということ

も重要な課題であります。先日も白浜観光協会、南紀白浜観光局で一本化を含めた方向性について話し合ったところであります。

続きまして、観光整備費につきましてご質問をいただきました。

限られた財政状況の中、町が取り組むべき他の事業との関係もありますが、溝口議員がおっしゃるように、観光産業の発展は町の発展にも大きく関係してきます。観光産業はグローバル化や人々の価値観の多様化など、観光地に求められるニーズは多種多様となっており、二次白浜町長期総合計画には、観光関連産業の振興として、「町の持続的な発展を目指して魅力的な観光地に向けた戦略的かつ計画的な取り組みを推進し、地域のにぎわいを創出する」ことを基本方針としております。施策の1つとして観光施設の整備、充実を挙げております。観光客が気軽に利用できる観光施設の整備や観光資源を有効活用した観光交流拠点の整備につきましては、大きな観光振興の施策の1つであります。

また、平成27年度に策定した白浜温泉街活性化構想推進計画の「世界に誇れる観光リゾートしらはま・オンリーワンの観光地」というテーマのもとに、「戦略的観光の推進」「来訪者の増加と再訪率の向上」等を基本目標とし、具体的施策等を挙げております。白良浜海水浴場の施設整備やMICE・スポーツ合宿の誘致などの施策等について、短期、中期、長期的な計画で取り組んでいきたいと考えております。整備費の投入につきましては、観光振興にはソフトとハードの両面から計画づくりをしなければなりません。ソフト面は先ほどふれさせていただきましたが、ハード面につきましては、今年度は三段壁周辺の遊歩道の整備に取り組んでおります。観光整備には、多額の予算もかかると考えていますが、観光振興、地域経済の活性化につながっていきますので、経済三団体等の関係団体とも連携して、年次計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第一次産業に関する町の考えについて、答弁させていただきます。

議員からは、農業衰退の一番の原因としましては、農業従事者の高齢化と後継者不足であるのご指摘をいただきましたが、その点につきましては、私も同じ考えでございます。

農林水産省の統計によりますと、2010年（平成22年）の農業就業人口は約260万人で、そのうちの65歳以上が約25%の65万人でしたが、2015年（平成27年）の農業就業人口は約192万人で、そのうちの約65%の約124万人が65歳以上となっており、急速に高齢化が進んでいます。

白浜町の農業従事者数を見ましても、2010年の農林業センサスでは979人だったものが、2015年は743人となり、そのうち65歳以上の人数は389人と全体の約52%となっております。当町でも農業従事者につきましてはかなりの高齢化が進んでおり、あわせて後継者不足という課題も重なってくることから、今後の食糧供給や農村の維持にもかわってくることも視野に入れた考えを持つべきであると考えております。

先月26日に白浜町農業委員会から、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、各地域の長期的な展望を見据え、集落営農を守るための政策として、行政が主体となり、関係機関や関係部署と農業法人設立を視野に入れた協議を進め、実効性のある取り組みを始める必要があるとの意見をいただきました。この意見に関して、議員からは圃場整備をしている農地としていない農地など、さまざまな場合の検討をすべきであるのご提言をいただきました。本当にそのとおりだと思います。今週9日には、農業委員会の方々が紀南農業協同組合の組合長と会われ、ご提言いただきました意見についての懇談をされ、その際にもいろんな

話をお聞きしたと聞いてございます。この話を進めていく上では、当然、農業協同組合の持つ技術や経験を大きなウエートを持つと思います。ご意見をいただいた農業委員会の方々はもちろん、いろんな方のご意見を聞きながら、慎重に進めてまいりたいと思っています。

次に、漁業についてでございますが、ご提言いただきましたように、放流事業による漁業の振興につきましては、水産資源の確保を図る上で重要なことであり、本年度につきましても、和歌山南漁協の全体の補助金問題の結論が出ない中ではございますが、町として必要なことであるとの確信のもと、当初予算案に計上させていただきました。ただ、和歌山南漁協につきましては、田辺市の補助金に関する部分が明確となっておりますし、また、全役員が辞任しておりますので、早急に新たな体制による運営が望まれている状態です。町といたしましても、助言という言葉が適当であるかという点ではありますが、いろんな方面でお手伝いできればと思っていますので、必要な意見は申し上げていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議 長

番外 教育長 山中君（登壇）

○番 外（教育長）

溝口議員より、町政発展に向けた諸課題に取り組むということで、少子化による児童生徒の減少が今後避けられない状況から、小中学校の統合規定の策定について質問をいただきました。

小中学校の統合については、今後も避けて通れない課題であると考えております。また、地域の方々や保護者の方々の考えもあり、統廃合の基準により一律に進められるものではないとも考えております。しかしながら、児童生徒にとってよりよい教育環境を提供することは重要なことです。保護者や地域の方々に理解を得ることを基本とし、小中学校の統廃合について取り組む必要があると考えております。どのように進めていくか、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いします。

○議 長

答弁漏れはございませんね。再質問を認めます。

13番 溝口君（登壇）

○13 番

それでは再質問をしたいと思います。

まず教育委員会を除きまして、るる町長のほうから答弁がございました。

町長も答弁の中でおっしゃっておりますが、本当に白浜町の基幹産業の観光産業で、観光に携わっていない人からすれば、観光産業とって厳しい財政の中からお金ばかり投入するのはどうかと、そういった町民感情もあろうかとは思いますが、やはり町の根幹の産業でありますから、これはそういった話があれば説明をして、白浜町の今後の観光産業が発展をすることが、ひいては多くの町民の皆さん方、地域の発展につながることであり、そのようなことを発信してもらいたいなと思うわけであります。

そういった中で白浜観光局、DMOですが、私はシンクタンクの役割を持って、何も観光局だけで立案をしてどうというのではなしに、やはりこれは当たり前のことでありますが、経済三団体と、本当に先ほども申しましたように、芯から血の通ったというか成果がでるような協議を、町の発展、観光産業をどうすれば盛り上げられるか、その中心として白浜観光

局が英知を絞ってシンクタンク的な役割を果たして、実行することが可能かどうか、そこら辺を経済三団体、またほかの団体の方とも話して、そしてまた行政が下支え、後押しをします。そのような体制というか組織体制、もしその編成が必要であるというふうに判断をされるのであれば、やはり今後、白浜町の基幹産業の観光産業の発展のために、観光行政の編成というか、経済三団体を含めての取り組み、編成について話し合っ、そしてまた再編に向けて出発をしてもらいたいなど、そのように思うわけでありませ。

また、そのことにつきましては随時、その都度報告もあろうかと思ひますが、その点をしっかりとやっていただきたいと、そのように申し上げたいと思ひます。

先ほども何回も言っておりますが、本当に多くの人に白浜温泉、白浜町を訪れてもらうために、それこそ官民が一体となり、さまざまな施策を打ち出し、その施策を実現するために、厳しい財政状況の中から資金を捻出し、そして投入をしているのであります。これは未来永劫変わらない姿であらうかなと思ひわけであります。

また、他方、私はこの観光産業というのは一面、イメージ産業の側面もあるかと思ひます。やはりイメージが悪いどころというのは、やっぱり観光に、確かに温泉はええけどあそこはイメージ的ということになりましたら、やはり多くのお客様に発信をしても魅力に欠けるのかなと。今まさに時代はインターネットの時代で瞬時にある情報が世界各地にあつという間に発信されます。そういったことで、やはりイメージ、白浜温泉のイメージも大事であるかと思ひわけであります。

しかし、イメージという点に限って少し考えてみた場合、ここ一、二年、観光地のイメージを壊しかねない話を民間の団体の方や同僚議員から、核施設から出る使用済核燃料の中間貯蔵施設の関連質問が再三行われております。町長はその都度その質問に対しての答弁では、電力会社からそのような話や申し入れは一切ないと。そしてまた、観光地白浜町として、ないわけですが、仮にそのような話があつても受け入れることは一切ないと、このように答弁をしているところでありませ。一般の町民の方がこの話を聞いたときに、そのようなことが進んでいるのかどうか。そしてまた、話があるのかと、そういった錯覚や勘違いをする人が出るのではと、私は心配をします。事実勘違いをしていた町民の方も多数いらっしゃいました。何人ではありません。私も議会が終わると議会報告を町内各地で1、500件ほど3日ほどかけて単車で配付をしております。そこで、十数人の方からも、たまたま家の前で会つてその話になつたときに同じように、そんな話があるのかと聞かれました。そのように勘違いをしている方も多数いらっしゃるんですね。そこで私はそのときは、そういった話はありませんよ。現実的に考えてみてください。白浜町は観光立町、観光産業で生きていく町で、この観光産業の発展にイメージ的な面で、やはり話もない中でありませますが、仮にこう出た場合、こんな施設をつくれるわけないでしょうと、そのように私ははっきり申し上げております。私自身も、そのような核施設の関連の具体的な話も聞いたこともございませ。私はその中で、そういった、ない話を、ひょつとしたらさもあるかもしれないとして再三質問することには、私の考えでは、自作自演で町民の不安をあおることになり、私はその行為には遺憾の思ひを表明したいと思ひわけであります。はっきりと、町長も、そういった仮定の話に答えるわけにはいかないけれども、仮定であつても、そういったことを受け入れるつもりは一切ありませんよと、そのように再三答弁をしているわけでありませが、さらに、受け入れ拒否の条例の制定まで考えてはどうかと、そういった質問もされる状態でありませ。

私は、そこまでやったら、町民がそういった勘違いをされておる町民の方々の不安や心配を払拭するために、放射性廃棄物の中間貯蔵施設の設置を拒否する条例の制定も考えの1つではないのかなど。ないと言っている話、あり得ないと言っている話でまだ話があって、町民の方が不安に思うのだったら、そういったことも1つの案ではないかなど私は思うわけがあります。こういったことを、この議場においても、過去何度か施設受け入れの可能性や条例制定のことを聞いておりますが、こういったことにつきまして町長の考えはどうであるのかなど。私の考えでは、もう既にはっきりと明言をされておりますが、いま一度、町長の考えはどうであるかなど、そのことを聞きたいと思うわけであります。

しかしいずれにしましても、私はこのような話を発信すること自体、やはり白浜町にとっての大きなイメージダウンになるのではないかなど、このように考えます。町長はこの施設設置に対する質問の答弁には、先ほどから申し上げておりますが、受け入れる、そのようなことは考えられないと再三答弁をしています。受け入れることはないと言っているだけでも、そしたらその計画はあるのだということではありますが、これは仮定の話で、ないけども、もしかの話を言うてるわけです。再三、ありませんよと、そういった答弁をされておりますが、この考えに今も相違はないのかどうか。そしてまた条例制定ももう1つの案かなど、その件とあわせていま一度町長の考えを聞いてみたいと思うわけであります。

次に、答弁は結構であります、農業の問題であります。

これから町もさまざまな可能性を検討していってもらうわけではありますが、農地を所有している農民の1つの考えには、現実にこう思っているということを経営としても把握をしてもらいたいことがあります。

例えば優良農地、圃場整備をしているようなそういった地域の農地は優良農地であります。これは昔、圃場整備に取り組んだときに、国の補助金返還の、10年間は農地転用は一切できませんよと。しかし10年後にももしさまざまな家の事情で農地を手放さなければならないと、そのときに農地で買ってくれる人がない場合、農地転用をしてとなれば、農業用水、排水路が整備されてきちんとなつて、そういった形の宅地になれば資産的な価値も出るからという形で農民の方に話をし、そんな中で自己負担、個人負担も出して農地の圃場整備事業に先人たちが取り組んできて今の優良農地があるわけです。

しかし今、農地法が変わり、そういった優良農地は農業を守る観点から、農地転用は一切できないということです。その中で、少子高齢化で後継者不足で農地は所有していても放っておくわけにはいかんから、誰かつくってもらう人に、農業中間管理機構とか知り合いとかに頼んで今はやっているわけではありますが、これもいずれ限界が来るわけです。当然所有者の方も年がたってまた相続になって、子どもさんは県外におるのでこの際処分をしたいと。農地で買ってくればまだいいんですけども、常識で考えて、後継者不足の時代に農地で買ってくれる人がおるか。おらんかった場合で、何か家庭の事情でどうしても処分をしてある程度まとまったお金が欲しいと。しかし、農地法の関係で優良農地は農地でしか売れない。探しても買ってくれる人が見つからない。農地転用をしたいけれどもそれも法律でできない。そしたらどうするのか。そういった直面する問題になるのか、農地を所有している所有者がそういう思いであります。これは白浜町だけが、では、こうするというわけにはいかない問題でありますけれども、農地法の絡みでありますから、全国1つの農地法であります。現実的に、先ほど申しましたように、10年後、15年後になったときに、子どもは県外にいる。

農地は要らない。処分をしたい。中間管理機構でつくってもらえる間はいいいけれども、いずれ限界が来たときに、処分をしたいけれども処分できない。どうなるのかと。そういった事柄にも間違いなく直面することになります。ですから、これは上部団体の県、そしてまた国とも話をする機会があれば、地方都市において、小規模農家が集まっている農業地域の地方都市では間違いなく私が今言ったことが、10年後か15年後には実際に問題となって起こってくると思います。自分の財産であっても処分することができない。経済的に困ってもお金にかえることができない。たまたま今中間管理機構は、持っているのを誰かが借りてくれるか、かわりにつくってくれと紹介する事業であります。そうじゃなしに所有者として処分をしたいけれどもできない、法律の壁がある。そういった問題が、白浜町だけではなく、日本全国の地方都市の小規模農家が集まるような農業地域に必ず起こることです。白浜町は間違いなく私は起こると思います。今から対策といっても町独自で対策がいくわけではありませんが、十分把握をしていただきたい、そういった案件であるということをお願いしたいと思います。

それで最後は、教育委員会の少子化について。これは1つの方策、考え方ですぐさまこうというわけにはいかないことは、また教育委員会の内部機関の中で話を通していかなければならないと思いますが。早急に私は教育委員会ですか、その中の項目というんですか、それに上げるべきであると。間違いなく少子化が進んで子どもは減ってくるわけです。今、3年、4年は維持できても、5年から10年スパンの5年、5年のスパンでいけば、必ず減ってくるわけです。私ところの北富田の小学校でありましても、今から50年前ですけれども、ざっと130人が今、50年たって六十何人ぐらい、大体半分近くまで減ってきておるんです。これから先も必ず減ってくるわけです。

だから、その指針を踏まえて、すぐさまではないけど、1つの指針として教育環境という観点から、教育委員会として統合は避けて通れない問題でありますから、白浜町だけではないわけですから、日本全国が少子化を迎えてくるわけですから、そうした中で特に地方における自治体においては必ず直面するわけです。私は今から指針をつくっておくべきであると。何もつくったからといって、こうこういうわけではありませんよ。私の考えは言いましたけれども、指針としてこうですと、そうなれば地域と話しやすいであろうという思いがありますから、早急に検討する課題に挙げていただきたいと、そのように提言を申し上げたいと思います。

以上であります。それでは再質問は終わりたいと思います。

○議 長

再質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま、溝口議員から放射性廃棄物の中間貯蔵施設の設置を拒否する条例の制定も考えの1つではないかとのご質問をいただきました。

過去の議会におきましても丸本議員から、何度か同様の質問をいただきました。中間貯蔵施設につきましては、これまでも国や事業者から施設に関する申し入れはないこと、私自身受け入れる考えはないこと、そして仮に将来的に事業者から申し入れ等があったとしても、受け入れの協議を行う考えはないと、明確に申し上げてきたところであります。私自身、中

間貯蔵施設を設置するとか受け入れる考えはないとも思いに変わりはありません。

しかしながら、町民の方々から直接声を伺う中で、依然としてこの問題に不安を感じている方がおられることも承知しております。そのため、中間貯蔵施設の受け入れをしない条例や町の宣言の制定といった、町民の不安を払しょくする方策について、考えていくことが町長としての私の責務だと考えております。条例制定や町の宣言について、今任期中に結論を出すべく、検討を進め、議会の皆様にも図ってまいりたいと考えております。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再々質問ございませんか。

13番 溝口君（登壇）

○13 番

それでは議長にお許しをいただきましたので、再々質問をしてまいりたいと思います。

今、再質問の中間貯蔵施設関連、町長から答弁がありました。

私も条例まで制定というのは、私は基本的には首長がそういったことは、ない話、仮定の話であっても、もしこれが現実的になった場合でも、受け入れませんよと。白浜町は観光産業、観光立町、その産業を構築する上でそういった施設は受け入れませんと。これは仮定の話ですけれども、受け入れがあった場合は受け入れないと明言をしているわけでありますから、私はそこまであれば、それでいいのかなと思うわけであります。他方、やはり町民の中には不安と思っている方も、今の町長の答弁にありましたようにいらっしゃいます。これも私は、さもあるかのごとく発信がされるというのが原因であろうかなと、思うわけです。仮の話をするから、それを聞いた町民も、仮やというてもすぐに2人、3人先になったら、そんな計画があるみたいやでに変わります。そんな方が現実にはいらっしゃいました。

ですから、町長として、私も本意ではないけど、それやったら1つの案としてと、町長が自分の任期中に、町民の方の不安を払拭するために、これについて結論を出すべく取り組みたいと、取り組むと、今、表明がありました。議会にもこれから報告があらうかと思うわけであります。

そんなことで、白浜町の基幹産業の観光産業にも本当に影響する問題であり、話であります。ない話ですけども、話があるのやから問題となるわけであります。

ここで、先ほどから言いましたが、行政としてさまざま取り組まなければならないのは宿命であります。ここまで取り組んだからこの事案についてはもういいだろうということはないわけであります。選挙は来年の4月だと思んですけども、今は町長からいったら2期目の任期も残すところあと7カ月かな、それぐらいまでになってきました。町長自身の中でも、事案によっては何とか一区切りがついたかなと、そういった事案や、これはまだまだこれからはなお一層取り組んでいかなあかんというような事案、そしてまた降って湧いたような、先ほども言いましたような町民の皆さんがどうしてもまだ不安を払拭し切れないような中間貯蔵施設に関連する話であるとかについても、自分の任期中に一定の結論を出すべく取り組んでいかなければならないさまざまな事案があるかと思えます。

せつかくでありますから、この際、今まさに一般質問をしておりますが、今後の町政に対しての考え方について、聞いてみたいなど。この2期8年の任期を控え、次の出馬についても今から考えていらっしゃるのかどうか。ひょっとしたら今期で引退するつもりか、まだそうした話は個人的にもしたことはありませんけれども、いよいよさまざまな行政として

取り組まなければならない、そしてまた長期総合計画にも書かれている事案、さまざまな事案に今まさに取り組んでいると、策定されたばかりなので取り組んでいると。白浜町の観光産業の発展のため、さまざまな地域住民、地域福祉の向上のために取り組んでいかなければならないと、答弁がありました。

そんなことで、次にもう一遍再出馬を考えていらっしゃるのか、いやもう自分としては一区切りしてこの任期でと思っているのか。それとも2期8年の経験を生かして、もう1期4年、町長として白浜町の発展のために頑張ってやっていくのやと。まだまだやり残したこと、これから取り組んでいこうと思うことも多数あると、そういうふうに思っているのかどうか。この際ですから、急な質問というか町長の大事な思いを今この場で聞くのもどうかとは思いますが、せつかくでありますから、さまざまな重要案件を抱え、これからあと半年、7カ月の間で取り組んで、その後どうされるのか。今まさに首長とすれば、そういった将来的な長期的なことも、先ほども町長がおっしゃったように、短期、中期、長期、そういうのを見据えて自分としてはどう思っているのか、その点について何か考えが表明できるのであれば、町長の考えを聞きたいと思いますが、その点はどうか。

これで、再々質問を終わりたいと思います。

○議 長

再々質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

最後に、今後の町政運営についてご質問をいただきました。

町長就任以来、早いもので7年と5か月が経過しようとしています。この間、「白浜創生」を掲げ、「世界に誇れる観光リゾートしらはま」の構築と政治理念であります「意志あるところに道は開ける」をモットーに、さまざまな課題と向き合い、取り組んでまいりました。成果の出たもの、出なかったもの、さまざまであります。しかしながら、これからも施策を確実に一歩ずつ前に進めていかなければなりません。重要なことは、将来を見据えた中長期的な展望やビジョンを示し、施策を確実に実行することだと考えております。

申し上げるまでもなく、これまでの行政運営への評価は、みずからするものではなく、町民の皆様へ委ね、評価をいただくべきものであります。1期、2期目の町政運営については、町民の皆様へ評価していただき、いずれ時期が来たときに審判を受けるべきものだと考えております。

しかしながら、「白浜創生」「世界に誇れる観光リゾートしらはま」の構築を目指す過程で、まだまだ道半ばであるのも事実です。本町におきましては、人口減少や少子高齢化、第一次産業の衰退、地域経済の活性化や雇用の創出など、課題は山積しています。こうした中で、まだ残っている2期目の町政運営も含め、7年余りの仕事ぶりを、いずれ町民の皆様へ率直に評価していただき、引き続き町政運営をお任せいただけるなら、「意志あるところに道は開ける」をモットーに、「白浜創生」「世界に誇れる観光リゾートしらはま」の実現に向かって、いま一度、虚心坦懐、町民の皆様への幸福の追求と町政発展のため、全身全霊で立ち向かう所存であります。議員各位のご指導とご鞭撻をお願い申し上げる次第でございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

質問ではありませんが、発言をしたいと思います。今、再質問に対しての町長の答弁がありました。答弁を聞いておりましたら、なかなか山積する課題の中、まさに取り組んでいく中で自分の任期が残り7カ月、そしてまた町民の審判をいただけるのであれば、この残された課題に向かってさらにまた全身全霊で一步を踏み出していきたいと、そういった思いを聞きました。すなわち出馬されるというように私は理解をしたわけであります。

それならば、1つ提言であります。町長が答弁をされたようなことを、今後町民の皆さんに強い気持ちで発信をしていただきたいと。ただ、こうでという説明ではなしに、白浜町長井澗誠として、自分の思いはこうで、町の姿はこうあるべきに対して頑張っってやっていると、強い発信をもって住民の皆さんがさまざまな心配や不安をされる、そういったことに対しても発信する。これは発信力の問題だと思っております。

首長でありましたら、何をやるにしても必ず批判または苦言が呈されるのは、これはもう当たり前であります。それを乗り越えて自分の中でのみ込み、さらにこうすることが町の発展につながるのだと、そういった強い思いで強い発信を町民の皆さんにさせていただき、我々議会のほうにも提案をしていただきたいと思います。

そのように申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議 長

以上をもって、溝口君の質問は終わりました。

休憩します。

(休憩 11時53分 再開 13時10分)

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長から報告を願います。

10番 議会運営委員長 水上君(登壇)

○10 番

報告を行います。

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日は5番 丸本議員まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思います。

なお、明日の開会時間は午前10時ですので、よろしく申し上げます。

次に、本日までに提出のあった陳情書の取り扱いについては、議会運営委員会でご協議いただきました結果、配布にとどめるということになりましたので、お手元に配布しています。

以上で、報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

引き続き、一般質問を行います。

10番 水上君の一般質問を許可します。

水上君の質問は、一問一答形式です。通告質問時間は、60分でございます。

水上君の質問事項は、1つとして学校施設の防犯と子どもを守る安全対策、道路整備について。2つとして、災害時の避難所での対応と課題についてであります。

まず、学校施設の防犯と子どもを守る安全対策、道路整備についての質問を許可いたします。

10番 水上君（登壇）

○10 番

議長のお許しをいただきまして、一般質問させていただきます。

それでは、最初に、学校施設の防犯と子どもを守る安全対策、道路整備について伺いたいと思います。

平成11年の京都市小学校や、平成13年には大阪教育大学附属池田小学校で起きた小学生無差別殺傷事件は、忘れられない不幸な事件でした。ご父兄から町内の一部の小学校では、ゲートや敷地境界フェンスなどもない箇所があり、不審者が学校内への侵入を容易にできる状態で、安全対策は大丈夫なのかと問われています。学校施設敷地内への不審者の侵入防止や、犯罪防止などはどのような措置がされているのか、お尋ねいたします。

○議長 長

水上君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 教育長 山中君（登壇）

○番外（教育長）

学校敷地内への不審者侵入対策等についてお答えします。

学校施設は子どもたちの学習の場だけでなく、放課後、子どもたちの遊び場や地域スポーツの会場、または学童保育所や給食センター等を設置しているところもあるなど、それぞれの学校によって状況に違いがございます。各学校では、これまで開かれた学校として、地域とともに歩む学校づくりに取り組んでいることから、都市部のように敷地の全てを高い塀やフェンスで覆うということまではしてございません。

次に学校敷地内に不審者が侵入してきたときの対応ですが、各学校とも危機管理マニュアルを作成しております。このマニュアルには、不審者に対する対応の流れや職員のとるべき行動等が示されており、全職員で共通理解を図っております。また、学校では、不審者が学校敷地内に侵入したことを想定した避難訓練を実施し、特に小学校では、警察や青少年センターと連携し、訓練を通して職員の動きを確認したり、子どもたちに自分の身を守る行動を教えたりしております。

以上です。

○議長 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

今教育長から白浜町の取り組みについてご説明いただきました。

過去の報道や資料から見ますと、当時の文部省は、京都での小学校事件の後に安全管理に関する通知を出していたそうですが、大阪教育大学附属池田小学校では、その通知に関しては教師が一度口頭で伝え、それ以外の対応をとっておらず、事件当日も不審者に対し、教師による十分な対応がなされず、被害児童の救助のおくれや犯人逮捕のおくれにつながり、犯人逮捕までの間に学校側による状況把握ができず、管理職や教務主任は混乱の中で事件の全容をつかめず、組織的な対処行動、児童に対する避難誘導であるとか、救命処置とか、搬送の処置などができなかったそうです。予想だにしない事態発生で混乱し、悲しい事件になり

ました。

学校の安全対策は、この事件をきっかけに、学校、幼稚園、保育所や教育関連施設にも警察官立寄所の看板やシールが張りつけられたり、学校にも部外者の学校敷地内への立ち入りを厳しく規制したり、警備体制強化の声もふえたといえます。

防犯ブザーを導入する学校もこのころからふえ、白浜町でも防犯ブザーを児童は携行していると思いますが、ご父兄に実態を問いますと、壊れてしまってそのままだといえます。最初のうちはそのブザーで遊ぶ子もいて、ブザーに関しての子ども意識が徹底できていない。防犯ブザー使用訓練も避難訓練時にでも毎年したらどうかと、父兄の意見です。記録によると日本の学校はそれまでの地域に開かれた学校から安全対策重視の閉ざされた学校に方向転換する方針転換するきっかけとなったと言う人もいます。それまでに小学校は地域のコミュニティに重要な役割を果たし、校庭は子どもたちの遊び場にもなっていました。この事件後、学校に監視カメラを設置したり、部外者の立ち入りを原則禁止したりする傾向が強まり、学校への警備員の配置、集団登校時に保護者や地域のボランティアによる見守りも行われるようになった。また、この事件を境に小学校においては、児童の名札を廃止したり、あるいは校内のみの着用に限定したりする学校がふえるようになったそうです。

次に、学校施設の安全管理については、小中学校施設整備指針があつて、学校内への侵入犯罪に係る防犯対策などに関する規定があると思いますが、どのようなもので遵守されているのか、伺います。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

小中学校施設整備指針というものにつきましては、学校教育上での必要な施設機能を確保するため、学校施設の計画、設計における留意事項を示したものでございまして、平成4年3月に文部科学省において小学校と中学校ごとに作成されてございます。

これまで社会状況の変化等を踏まえまして、数回にわたり見直しが実施されてございます。直近では平成31年3月に学習指導要領の改訂や学校施設を取り巻く今日的課題に対応するため、ICTを活用できる施設整備、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組み、教職員の働く場としての機能の向上、地域との連携、協働の促進など、学校施設の機能向上、変化に対応できる施設整備の観点から見直しが行われてございます。

議員ご質問の侵入犯罪に係る防犯対策等に関する規定につきましては、防犯計画という項目で大きく分けて6項目が示されてございます。第1としまして、基本事項として全体的な防犯計画についてなどの5項目、そして第2としまして、敷地境界線及び敷地内部の防犯対策として施設配置などの6項目、そして第3としまして、建物の防犯対策として受付等の3項目、第4としまして、防犯監視システムの導入として、設置目的、場所などの5項目、そして第5としまして、通報システムの導入として、通報装置などの2項目、最後第6としまして、その他として、学校施設の開放時の留意点など3項目について記載されてございます。

計画、設計段階で本指針について十分留意しながら取り組んでいるところでございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

今答弁の中にありましたのでちょっとお尋ねしたいんです。ICTを活用できる施設整備というのはどのぐらい進んでいるのでしょうか。また、目標というのはどうでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

こちらの項目につきましては、防犯上のICTということになってきますので、インターネットのコミュニケーションツールを使うということになります。ですから、どこまでをICTというのかがあるのですが、通報システムでありましたり、後ほど議員からご質問をいただいている安心安全メール関係とか、そういう部分がICTの部分になってきようかと思えますが、指針の中にはたくさんございますので、全てが整備できているという状況ではございません。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

それから、例えばICTの整備については学校授業の中でもたくさん活用していけるかと思うんですね。今答弁を伺いました、それは学校施設整備についてのICT利用ということだったんですが、例えば授業ですと、電子黒板であるとか、実物の投影機であるとか、DVDの動画など、そういうことを活用することで、授業がやはり具体的に、そしていろんな情報を取り込むことができるんじゃないかと思えます。こういうことについては、今後もちろん教育委員会で進んでいくことかと思えます。海外での授業を参観しました。このICTの整備が進んでいまして、やはり電子黒板などパソコンと連動して情報であるとか、それから音楽とかいろんなものを取り込んだ中で授業をしますので、子どもは大変興味深い授業の様子を見たんですね。そういうふうな授業に学校教育についてはそういうふうな取り組み方もあるかと思えます。

次に、文科省からは、外部からの来訪者を確認し、不審者の侵入を抑止することができ、事故や緊急事態発生時に活用できる通報システムなどを各学校が導入することが重要であるとしています。全校の出入り口へのセキュリティ管理も含めてできているのか、お尋ねいたします。

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

不審者の侵入に関しましては、学校に教職員がいない休みのときとか夜になりますが、不審者の侵入がわかるようなセキュリティシステムを稼働させてございます。

また、学校ごとに違いがあるんですが、校舎玄関に設置しているところや、教職員室に設置しているところなどがございます。教職員がいる場合、昼間に限定されますが、子どもたちが登校した後も保護者や地域の方々が来られることがございますので、来校された場合には、事務室や職員室に声をかけていただくように促してございまして、来校に気づいた教職員につきましては、その方にお声をかけるというようなことをしてございます。

現在、学校敷地の出入り口のところの通報システムは設置してございませんが、不審者が侵入した場合には、先ほど教育長が申しましたような危機管理マニュアルに沿って対応してまいりたいと考えてございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

今回、学校の出入口へのセキュリティ管理について保護者からの声をいただいて、質問させていただいています。できていないという答弁でございます。システムの拡充について、今後の考え方を伺いたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

先ほど来の学校敷地への侵入自体を、全ての学校で、360度といいますか、覆うような措置は講じてごさいませんので、学校の入り口だけで物事が完結するということになりませんので、その辺は地域であったり学校の考え方、地域との交流という部分から全てを柵や塀で囲うことがよろしいのかどうかという、その辺の観点から入っていかないと、門、塀だけやっても、ほかのところから入れますので、その辺を十分ご意見等をいただいて、今後検討してまいらなければならないと思っております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

検討していただけるということでございます。できましたらそういう心配されている保護者もおりますので、やはり意見を聞いていただく。保護者の方とどこがどう不安であるかとか、どこがどう必要であるかとか、そういうことも保護者と対話できるような機会を持っていただけたらと思います。

次に、白浜町安心安全メールで、これまでに不審者情報などが配信されてはきたが、現在の登録者数はどのぐらいなのか、お尋ねします。

安心安全メールは不審者情報や防災情報、防犯情報などを一斉に配信し、情報を共有することによって、事故や事件を未然に防ぐ地域、住民、役場、各団体、各組織の協力による一体となった安心安全なまちづくりの取り組みだといいますが、パソコンやメールを利用できない方々には、どのようにされているのでしょうか。このことへの配慮も必要ではないかと思っております。お尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

ご質問のございました白浜町が配信しております安心安全メール、こちらの登録者は現在1,224件と伺っております。また、メール配信システムというものを導入している学校がございます。学校ごとに保護者のメールアドレスを管理してございまして、不審者の情報があった場合は、教育委員会や警察等に連絡をして、情報を共有するとともに、保護者に一斉メールでお知らせをしております。これらメール配信システムに登録されていない保護者の方々も所持してございますので、メール配信システムを導入していない学校であったり、そうした登録のない保護者の方々には直接学校から保護者の方に電話で連絡させていただいているのが現状でございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

学校の対応はわかりました。では、登録されていない地域住民への対応はどうであるか。例えば不審者情報などがある一定の地域での情報ならば、地域の方の見守りや注意を促すということで、どう情報の共有を図るか、これまでどう対処されてきたのか、お尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

学校での情報でございますので、例えば通学時に不審者らしき者から声をかけられたというような情報が入ってくるんですが、そうした場合に、警察の方へ届け出ると、メール配信、また連絡してございまして、これは児童生徒の保護者を相手方として連絡をとっています。ただ、先ほど最初に申し上げました安心安全メールというのは、町内外も含めて1, 224件の方がいらっしゃいますので、この方々にも同時に情報としては入ります。ただ水上議員が先ほどご指摘のございました、この安心安全メールに登録されていない方でその周辺の方々にどう情報を提供するのかということにつきましては、非常に難しい問題でございまして、例えば町の広報で回るとかということも、それも実際に難しい問題もございまして、

警察の方は、パトロールカーで巡回していただくようなことは十分されておりますが、個々にこの情報を伝えていくのは、非常に難しい問題だなと、ご質問を聞いて感じたところでございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

私もメール配信システムに登録させていただいておりますので、瞬時に情報が来ますから、そういう情報を共有できてると思うんですが、それ以外の方にやはりどう伝えていって、例えばそういう地域に不審者が出た場合、皆さんにやはりどう伝えたらいいのかなと、そういうことも今までも考えてきました。これも教育委員会もやはりそういうこと、また総務課もこのメール配信の担当部署ですか、やはりこういうこともどう対処していくか、またこのメール配信は今登録が1, 224件ある。多いのか少ないのか、だんだんふえてきてるんでしょうか。やはり周知徹底した中で広報であるとかそういう中でも、多いか少ないかということもお伺いしたいところですが、もうちょっとシステムに登録していただく方がふえると情報共有がもっと広がっていくんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

安心安全メールにつきましては、私も防災にいたときに設置したシステムでございまして、最初は300件ぐらいですので、全体的にはふえてますが、年々極端にふえてるという状況ではなかったかと思えます。

犯罪、不審者の情報を伝達する方法としましては、以前にも防災行政無線を通じて、凶悪

犯罪が起きるような危険性のあるときには警察のほうから依頼がありまして、この地域にこれこれこうなのということで、全体へ周知することはできるんですが、不審者の情報的にも確かなものか小さいものか大きなものかのそこら辺の判断がございまして、防災行政無線を使ってしますと、やはり不安を助長する部分もありますので、その辺の判断が難しいところでございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

担当課も大変苦勞されているということはわかりました。このことについての情報の共有化ということも含めてですが、やはりいま一度課内でも協議していただいて、また、例えばメールなどもそうですが、登録から機種変更をされたりして、なかなかその登録者自体の所在であるとか番号が変わってたりとかいうこともありますので、そういうところの検証もする必要はあるんじゃないかと思えます。

そういうことで、考えていただけたらと思えます。

それでは次に、これまで町内通学路の安全と歩道整備率はどのぐらいなのかと、一般質問をさせていただきました。

歩車分離帯のないところが町内には多く、安全点検の検証はできているのかも伺ってきました。町道における歩道整備率は平成30年4月1日現在で26.9%であり、安全点検の検証については平成30年秋に実施した白浜町通学路交通安全プログラムに基づく現地確認結果の精査を実施していると答弁をいただきましたが、現地確認から1年たちます。ことしの整備達成率と検証はどうであったのか、伺います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま、水上議員より歩道の整備率と、平成30年秋に実施した白浜町通学路安全プログラムに基づく現地確認結果の精査、検証に関するご質問をいただきました。

まず歩道の整備率につきましては、現在も26.9%でございます。この整備率は交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第4条に基づいて指定した通学路のリストを作成しているものでございます。ここで掲げております通学路におきましては、小学校や幼稚園、保育所に通う児童や幼児らが1日40人以上通行するとか、小学生などの出入り口などから1キロメートル以内で児童らの安全を特に確保する必要がある、こういった道路の区間としております。この規定を満たしている町道が8路線ございます。それを対象として、歩道整備率を算出しているということです。

平成30年度以降も、その8路線以外の路線でいろいろと整備は行ってきておるんですけども、歩道整備率を算出するところ以外の路線でありますので、平成30年4月1日にご報告させていただいた26.9%と変わらない結果となったものでございます。

次に、平成30年秋に実施した白浜町通学路安全プログラムに基づく現地確認結果の精査でございます。対象の箇所の精査、見直しを実施しましたところ、対象箇所は12カ所であり、うち実施済みが4カ所となっております。パーセントで言いますと33.3%です。現場の状況や近接家屋、道路とか拡幅するに当たって、歩道とかを設置するに当たって、やっ

ばり物件の移転補償ですとか用地の買収等々の問題がございます。そういったところで非常に困難な箇所もございますので、そういった箇所については区画線ですとか路面への表示、そういったものを考えており、今年度におきましても、交通安全対策として速度を抑制するような文字を描いたり、ラインを引いたりというようなことを取り組んでございます。

今後も、通学路におけます交通安全の確保に向けた積極的な取り組みが大変重要であるということは認識してございます。ただ限られた予算の中で最大の効果を生み出せるよう取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

現地確認、そしてその報告をいただいたわけですが、歩道通学路にはまだまだ未整備箇所が多いので、その確認による検証をしていただいているようですが、対処と課題、今答弁をいただきました4カ所は済んでいる。未整備が多いので、やはりそういうところの課題、そして安全対策、今速度制限をするであるとかそういう看板をつくるというようなお話もありましたが、これは警察、白浜署にも協力いただいて、今後、さらなる安全対策を含めて、課題もですが、一度その辺はどうお考えなのか、お伺いします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま、今の検証と今後の課題とか交通安全対策に向けてどうであるかということのご質問をいただきました。

先ほどもご答弁をさせていただいたんですけども、通学路におけます交通の安全確保というのは本当に大事なことだというふうに重々認識はしています。その中でご要望いただいたところ全てにはならないかもわからないんですけども、限られた予算の中で少しでも満たせるような対策を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

そして、平成30年度の取り組み状況を少しご説明させていただきますと、やはり交通安全対策工事というのと、そしてカーブミラーですとか区画線、そして転落防止と、こういった工事が大小ございますけども、実施しております。通学路でなくても町道の整備を行うことによって、通学路ですとか歩行者等々の安全の整備につながるものでございますので、今後とも交通安全については対策を講じてまいりたいと考えています。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

それでは次に、子どもの安全対策について、放課後、または休日の子どもたちが地域によっては遊び場がないので、道路で遊び、車と接触事故があったと、これまでに聞いております。現状も変わらず近くに公園や児童公園が地域にない子どもを取り巻く安全性についての考えと、今後の取り組みを尋ねたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

子どもの遊び場がないところでの子どもが道路上で遊んだりというお話でございます。

このことにつきましては、遊び場があれば解決するのかわかりませんが、道路上、危険な箇所では遊ばないということにつきましては、学校の方で機会があるごとに子どもたちにそういう注意喚起をさせていただきます。

また、交通安全教室がございます。その中で警察や交通指導員、そして青少年センターの方から、正しい歩行の仕方や正しい自転車の乗り方について指導をいただいているところでございます。今後も学校で子どもたちにそういう危険な所で遊ばないという部分につきましては指導や注意喚起を継続して徹底していきたいと思っております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

道路で遊ぶ子どもがいると聞くと、対処しなければと思います。児童遊園などは子どもの児童福祉法に規定されている児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的として、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設で、保護者は大きなものを申し入れしているわけではなくて、やはりそういう安心安全な遊び場が欲しいという保護者の心配の声をくみ入れていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

教育委員会所管の児童公園につきましては、現在、町内に10カ所ございます。そのほかにも都市公園、都市計画公園だったり、公園ではございませんが、皆さんが利用いただく学校のグラウンド等がございます。お住いの場所によっては、すぐ近くにそうした場所がないという場合もあるかと思いますが、まずは既存の施設をご利用、ご活用いただきたいと思っております。また、これら現状を念頭に置きながら、子育て世代はもちろん、世代を超えた人々が集い、交流できる場として現状の維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

同じ答弁を数年前にもいただきました。課長はご存じだと思いますが、既存の施設が遠い、それこそ親の目が届かなくなる。児童に安全かつ健全な遊び場を提供し、世代を超えた交流の場として集える場、地域の安全安心な環境整備は自治体の責務であると考えます。財政があればという声もありましたが、以前にも紹介しましたが、当時専修大学法学研究科の博士で内藤光博教授が、居住の権利に関する憲法学的考察で、住の充足は衣食と並び人間が生存する上での基本的な条件である。我が国の住をめぐる問題は、1980年以降、社会福祉、都市論、法律学など学問領域を超えて活発に議論されました。住居、そしてその環境は福祉の基礎であるとし、住居福祉論が理論構成されるに至ったと言っております。やはり福祉の基礎であると紹介されております。

これまでに、児童生徒数の多い青葉台や、そして役場の近くのきよら団地もやはり第二小学校の児童数が減ってきて、何とか子育て世代の方に入っていただきたいというようなことで、まず分譲を始めたと思うんですね。やはりそういうところにも親の保護者の方々が、ぜ

ひとも遊び場が欲しいという声が届いておりますので、この辺も一考していただきまして、今後、どこかそういうスペースがないかであるとか、調査をしていただいて、保護者の声もぜひくみ入れていただきたいと思います。

次に、町内会や青少年育成町民会議委員からも、道路の危険箇所の指摘や幅員の狭い道路、通学路での安全対策として、せめて側溝にふたをしてくれというような、数年要望が出ています。優先順位もあろうかと思いますが、要望についての現場検証や、その上での回答として、見通し、そしてその要望についての説明責任は果たせていますか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま、ご要望いただいたところの現場検証ですとか、その上での回答と見通しは説明できているのかというご質問をいただきました。

私どももご要望いただいているところ、白浜町青少年育成町民会議ですとか、各区長会様、そして各町内会様とか、各種団体の方々からご提出いただいた要望書につきましては、その回答内容の中に今後の見通しも含めたものを回答させてはいただいておりますけれども、やはりご要望された方のところまで届いているかどうかというところまではちょっと把握できてございません。ただ、私どものほうにも抜かりがある場合もございます。そういったこともございますので、もし議員方々も聞いてないというようなお声がございましたら、私ども建設課とか担当部署へご一報いただけたら、ご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

建設課も年次計画もあろうかと思いますが。要望を出された方は、やはり回答が来てないということで、待つて待つてらしいので、そこをやはり説明していただけたらと思います。私も今、確かに届いている声はありますので、また建設課のほうに申し上げたいと思います。

以上、ここまでで学校施設の防犯と子どもを守る安全対策、道路整備については、質問を終わります。

○議 長

それでは、1つ目の学校施設の防犯と子どもを守る安全対策、道路整備についての質問は終わりました。

次に、2つ目の災害時の避難所での対応と課題についての質問を許可いたします。

10番 水上君（登壇）

○10 番

災害時の避難所での対応と課題について伺います。

7月に和歌山県共同作業所連絡会の40周年記念映画上映会に行ってきました。2011年3月11日、東日本大震災、そのときの障害のある人と支援者の物語で、「星に語りて」という映画でした。

東日本大震災の被災者の数は、2016年2月10日現在、警察庁がまとめたものは、一連の余震での死者も含め、死者1万5,894名、行方不明者2,562名で、このときの

避難生活者数は5万4,000人と報告され、甚大な被害状況でした。映画では、東日本大震災のときに障害のある人の死亡率が全住民の死亡率の2倍であったと報告されています。

この映画の中で、障害者やお年寄りが避難所に行くことをためらうという場面がありました。障害者にとって避難所は長く生活できる場所ではないとの声があります。必要な整備、支援が届いていないということが考えられます。個人情報の開示ができていないことから、どこにどんな支援を必要とするお年寄りや障害者が身近にいるのかわからず、助けられない。また、助けにも来てくれない、そんな現実があったそうです。

個人情報を得ている自治体の判断が早い段階でどこまで機能するか、問題だと感じました。映画でもそのはざまに悩む自治体職員や支援者の姿が映し出されました。

現在白浜町では、個人情報の取り扱いについては、どのようにされているのか、伺います。

○議長

水上君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

災害時における障害者や高齢者などの支援を必要とする方の情報提供に関するご質問をいただきました。

私もこの「星に語りて」という映画を拝見いたしました。

議員もご承知のように、災害対策基本法によりまして、災害時にみずから避難することが困難であると考えられる要配慮者の氏名や障害の内容を記載した避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられております。これは1人でも多くの命を救うことを目的として、事前に行行政が名簿を作成し、本人の同意を得た上で、名簿情報を避難支援にかかわる消防機関や自主防災、民生委員などの関係者に平常時から情報提供を行うものです。支援が必要な方が「どこ」に「どれだけ」いるのか、「どのような状態であるのか」といったことをあらかじめ把握することができ、地域での安否確認や円滑な支援活動につながる体制づくりを目指すことができます。

町でも平成24年度より、民生委員の皆様にもご協力いただき、要配慮者の同意を得ながら、名簿の作成を進めてまいりましたが、新たに追加された方につきましては、同意を得られていない方もおられるのも事実であります。

作成した名簿を関係者に情報提供するためには、原則として要配慮者の同意が必要となります。名簿の提供を受けた関係者は、知り得た情報を目的以外に使用しない旨の守秘義務が課せられますので、そうしたことも要配慮者やご家族の方に丁寧にご説明申し上げ、ご理解いただきながら、1人でも多くの情報を提供できるよう、取り組んでまいりたいと思っております。

現在、町では、白浜町社会福祉協議会と連携し、住民の皆様がみずからの手で地域の課題を検証する生活支援体制整備事業を進めております。懇談会では、災害を心配する声も出されており、援助が必要な方、または支援が可能な方といった地域でのつながりも見えてくるものと思っております。

こうした地域での地域住民により自主的な取り組みや行政による避難行動要支援者名簿の提供など、多方面から地域の要配慮者の状況を共有することで、災害時における迅速な支援

活動の構築を目指すことができるものと考えております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

日ごろ福祉業務に携わっている方に話を伺いました。避難所では、身体障害者の一部の方は環境を工夫すれば生活が可能な方もいらっしゃいますが、身体、知的、精神障害の特性を反映できるよう、また、高齢者や要介護者においても配慮ができているのか、避難所設営時の設置要綱には明記しているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま水上議員より災害要支援者の配慮、避難所設営時の設置要綱についてのご質問をいただきました。

町は、避難所運営マニュアルを平成24年3月に作成しています。その中に災害時要援護者の支援のページを設けて内容を明記しているところです。また、災害時における地域の安心の確保等に関する協定を町内の7事業所13施設の社会福祉施設等と結び、避難所での生活の継続が困難な高齢者、障害のある方を施設で受け入れていただくようになっているところです。

近年、気候の変化による集中豪雨や幾度となく襲来する台風により、各地で発生する洪水被害等で、危機意識も高まり、避難する方も増加し、当町においても避難所の早期の開設などに取り組んでいますが、まだ幸い避難所の開設は比較的短期なもので済んでいるというのが現状です。そのような中、町が開設する避難所において、避難生活をするのが困難と事前に相談いただく要配慮者の方には、かかりつけのケアマネージャーや福祉施設に相談いただき、そちらで避難していただくよう対応していますが、大規模災害時にはそういった対応はできず、実際、避難所運営マニュアルで対応できるか、検証に基づく修正及び普及が必要であると考えているところです。

以上です。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

これまでに幾度と各地の被災地で救援活動をされている方に伺いますと、避難所設営時には収容できる人数にあわせて、プライバシーに配慮した仕切りや通路の確保も最初から必要だといいます。避難所設営について設営管理者である町は、このような配慮と担当職員の避難所設営についての研修もできているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま、水上議員より避難所でのプライバシー、また役場職員の避難所設営での研修等ができていますのかというご質問をいただきました。

町が開設する避難所のうち、学校施設の体育館が7施設あり、プライバシーに配慮できて

いると言えない状況であります。

議員ご承知のとおり、避難所は避難者による自主運営が原則です。大規模災害においては、大多数の人数を収容できる施設での避難生活を強いられます。基本的に避難所を開設する場合、職員を配置していますが、施設数や交代要員もあり、1人から2人が現状で、そのような中で避難者への配慮は必要なものでありますが、一人一人に対応するのは難しい課題であると考えています。

職員の研修については、各避難所には開設する担当部署があり、それぞれに災害普及員を任命しています。今年度にも改正がありました避難勧告等へのレベル付記など、必要に応じ実施しているというのが現状です。今後も災害普及員への研修を通じ、配置職員には運営を支援できるような研修を行っていきたいと考えております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

避難者による自主運営と答弁をいただきました。避難者が自主運営できるような交流がその避難所でそもそもあって、その中で運営ができる環境であることが前提条件ではないかと思えます。その環境をつくるには、避難者が受けた災害の大きさや状況にもよると思えます。避難者が自主運営できるようになるまでには時間が必要です。精神的にも強く前向きになれないと無理だと思います。

次に、昨年福島大学の天野和彦先生が社会福祉協議会の企画で講演をされました。その講演を聞かれた方は、東北大震災時に福祉避難所はあったが、天野先生の話の中では、はからずも機能しなかったというお話が印象的だといいます。福祉避難所は、高齢者、障害者、乳幼児、その他要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、災害が発生した場合において、要配慮者が相談し、または助言、その他の支援を受けることができる体制が整備されることと、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されることなど、ガイドラインには明記されています。しかし、医療的ケアや介護も重度であれば、二次避難所として必要だと思うが、実際受け入れる用意があるか。また、一次避難所でいかに受け入れる地盤が大事か。医療、介護の必要性が高い人の二次避難場所のキャパや一般と福祉避難にどう分けるかの課題もあります。

避難所開設しました、福祉避難所を開設しただけでは機能しないことが、幾たびかの災害現場で見てきたことで、指摘もあります。

このような現状報告から、課題解決への考えを伺います。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

ただいま、水上議員より福祉避難所に関するご質問をいただきました。

大規模な災害により避難所が開設されれば、高齢者や障害者、妊産婦や外国人、特に日本語を理解できない外国人の方、それからアレルギーを持った方など、さまざまな方々が生活を送る場となります。不自由な生活を強いられる避難所におきましては、障害者や高齢者の方がいかに自分らしい生活を送ることができるかということは、非常に大切なことであると考えてございます。

そうした中で、障害者や高齢者など、配慮を必要とする方を対象とした避難所といたしまして、議員からございましたように、福祉避難所というものがございます。この避難所の指定に関しましては、耐震性や耐火性の確保に加えまして、バリアフリー化された施設を指定することが適切であるとされており、また、生活相談職員等の確保という観点からも、老人福祉施設や障害福祉施設といった社会福祉施設を指定することが考えられます。しかしながら、避難所の受け入れによりまして、施設の入所者の処遇に支障をきたすという課題もやはりございます。そういったことから、施設の指定に関しましては、十分その施設の置かれている現状を検討した上で行わなければならないと考えてございます。

現在のところ、町では、福祉避難所として指定している施設はございませんが、東日本大震災や熊本地震などでも、障害のある方などが施設避難所での長期的な生活のあり方が課題であったということも伺ってございます。福祉避難所の開設に当たりましては、議員からもございますように、単に開設をするだけではなく、避難される要配慮者に適した形で開設しなければならないと考えてございます。

災害救助法が適用された場合、福祉避難所において設置するポータブルトイレや仮設スロープ、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつなども国、県の支援の対象として扱われますので、そうした制度を十分に活用いたしまして、要配慮者に合った福祉避難所として開設することが必要であると考えてございます。

町といたしましても、近い将来その発生が高い確率で想定されております東海・東南海・南海地震に備えるためにも、福祉避難所の指定に関する取り組みを速やかに進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

被災地では住民や自治体職員も被災者で、外からの救援者に助けられたと各地で報告されています。その外来者の方々が速やかに活動できるように、日ごろから資料を作成しておくことを提案していただきました。町では、そのような準備はできているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま、水上議員より災害時の受援体制についてのご質問をいただきました。

白浜町地域防災計画の中に相互応援及び支援・受援対策計画を掲載しています。

町内で災害が発生した場合、相互協力の方針により、被災した町独自では十分な応急対策を実施できない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、被災地の状況や情報連絡等の相互協力を行うこととし、その他の応援要請関係機関としては、自衛隊災害派遣部隊、緊急消防援助部隊、災害派遣医療チーム及び海上保安庁となっています。

ただし、町としては関係機関等との訓練は実施できておらず、実動を含めた検証、計画修正及び普及が必要と認識しています。また、災害ボランティアの受け入れから運用については、白浜町社会福祉協議会との連携により、災害ボランティアセンターを立ち上げ、調整することとしています。

以上です。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

災害ボランティアセンターの設置は町で、運営は社協と聞いています。この2者で連携をし、ともに働き、ともに共同でマニュアルはできているのか、また、見直しなどもともにしていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

議員ご指摘のとおり、災害ボランティアセンターを立ち上げ、社会福祉協議会と連携し調整するというにはなっていますが、本当にこれが万が一の災害のときにきちんと機能できるかどうかというのも大きな問題になると思いますので、その辺は今後白浜町と社会福祉協議会とさらなる連携を密にして、その辺の協議も進めていきたいと考えております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

了解しました。

それでは次に、私も阪神淡路大震災のボランティアで現地に入りましたが、体育館での避難生活はトイレのことや底冷え、そしてつらくて長期間いられないとの声や、トイレがつかいので水分をとらないお年寄り、そして服薬している薬が利尿作用を引き起こすもので、避難所生活はつらい。オストメイト装着者がトイレでの洗浄などの場所がなく、また、周囲の人にも理解されずいづらかったとの話も聞きました。

熊本に支援に入った方の話では、避難所に入らず、駐車場にいる避難者が多く、崩壊寸前の家で生活する方が多かったということです。理由は、知的、精神障害や避難所になじめない方々だったそうです。

福島に救援に入った方の話では、大きな体育館に全国から届いた救援物資が山積みになっていたが、それをうまく配布することができずに廃棄処分しなければならない物資もあったと聞きます。

このようなことは他の被災地でも報告がありましたが、また、全国から救援物資が届いても、避難所にいない人には物資や情報が届かないことも映画では取り上げられていました。

最近大きな災害が全国で報告されています。実情に沿ったデータや事例の検証で、町に沿った白浜町災害対策、また避難所設営に関するマニュアルの見直しが必要ではないかと思えます。いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

議員ご承知のとおり、白浜町には津波浸水域外に大規模な公共収容施設はなく、小規模、老朽化の進む町有施設や小中学校の施設をお借りしているというのが現状です。小中学校の避難所としては体育館となりますが、児童生徒数にあわせた小規模なものとなっています。中にはトイレが施設の外にあるというところもあり、避難した方々にはご不便をおかけして

いるというのが現状です。

トイレ確保対策として、議員も使用法を研修されたことだと思いますが、さまざまな制約の中、避難者用のマンホールトイレを2つの学校施設の体育館近傍に設置しています。しかしながら、増設には多額な経費と污水配管の位置等の制限で進んでいないというのが現状です。防災備蓄品として簡易トイレを備蓄しています。1個機材で目隠し用のテントを含め、200回の使用が可能となっています。

また、複数の福祉施設等との協定により、短期間であれば受け入れていただける施設もあります。

以上が、町として実施中の対策ですが、最初に述べましたとおり、白浜町のような小さな町で可能な公助には限界があり、各個人が対策を講じる自助と地域の人たちで助け合う共助が必要不可欠と考えています。

地域防災計画やマニュアルの見直しについては、法改正によるものや検証が必要なもの等があります。必要に応じ予算計上し、取り組んでいきたいと考えていますので、ご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

それでは、最後に、2008年に避難看板、「避難場所」と書かれた看板を作成していただきました。学校入り口などに設置されているかと思います。その当時、総務課担当者と随分構図について検討し、図案を和歌山大学此松教授のアドバイスをいただいたり、白浜町にちょうど訪問している数十人の外国人にも図案を見ていただきまして、幾つかの図案の中でどれが見やすいかという、その構図の選定にもご意見をいただいた経緯があります。それがもう10年たったんですが、退色してます。もう文字が見えないです。設置されたところを一度検証していただきたいと思います。

このことにかかわった担当者はもちろん気づいてらっしゃるかと思いますが、いつ直していただけるのかなと、ずっと待っていましたが、全然対応できてないので、きょうは最後に申し上げたいと思います。

それから、第二小学校のところは、確かにかけていただいているんですが、避難場所のこんな高いところにあるんですね。最初からそれは指摘したんですが、見えないと。やはり子どもも見えないしお年寄りも見えないし、一般的には目線からずっと高いですから見えないですね。これも今回もし整備していただくんでしたら、見直していただいたらどうかなと思います。

それから、今避難場所の体育館であるとかそういうところに、設置されているプレートなんですけど、あれも小さくて、見えにくいというご父兄からの指摘がありました。せっかくなので、みんなに見えるように、パーンと大きいものをつくってください。

以上、それはいろいろ気になることですので、最後に申し上げて、これで私の災害時の避難所での対応と課題について、終わります。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもちまして、水上君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 14 時 08 分 再開 14 時 18 分)

○議長

再開します。

引き続き、一般質問を行います。

5番 丸本君の一般質問を許可します。

丸本君の質問は、一問一答形式です。通告質問時間は、60分でございます。

丸本君の質問事項は、1つとして、個人情報保護について。2つとして、核の関連施設受け入れ拒否の条例制定についてであります。

まず、個人情報保護についての質問を許可いたします。

5番 丸本君（登壇）

○5番

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。質問の内容については、原稿をお渡ししておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

それでは早速質問に入らせていただきます。

まず最初に個人情報保護について、お伺いいたします。

昨年平成30年5月15日付、またことしに入ってから平成31年4月3日付で防衛大臣から和歌山県知事に対し、自衛官募集等の推進についての依頼を发出しております。

この白浜町にも、平成31年4月3日付で防衛大臣が白浜町長に自衛官募集等の推進についての依頼が来ております。

平成31年4月11日付で自衛隊和歌山地方協力本部が、白浜町長に、自衛官及び自衛官候補生の募集のために、必要な募集対象者情報の提供についての依頼が来ておるところでございます。

昨年5月15日付の防衛省から県への依頼の文面には、「社会の少子化、高学歴化の進展のほか、近年の好調な景気雇用状況等により、自衛官の募集環境は厳しい状況にあり、直近の平成29年度の採用数は、採用計画数に届かない状況となっており、今後、募集対象人口は10年ごとに約100万人ずつ減少していくことが見込まれ、募集環境はますます厳しくなっている」と見通しを立てています。

自衛官の募集環境が厳しい中、白浜町にも、防衛大臣、また自衛隊和歌山地方協力本部から、自衛官候補生の募集対象者情報の提供を求める依頼が来ていると思います。依頼への対応は、どうされておりますか。答弁を求めます。

○議長

丸本君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

ただいま、丸本議員から町の自衛官または自衛官候補生募集に関する情報資料の提供要領について、ご質問をいただきました。

本年4月に受領した防衛大臣名、町長宛ての公文書、「自衛官募集等推進について（依頼）」でございますが、及び自衛隊和歌山地方協力本部長名、町長宛ての公文書、「自衛官及び自衛

官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提供について（依頼）」の中で、町内募集対象者の住所、氏名、年齢、性別の4要件のみについて、紙媒体または電子媒体による資料提供の依頼を受けております。

町は現在、地方自治法第2条、地方自治法施行令第1条、自衛隊法第23条、自衛隊法施行令第120条、個人情報保護法第23条、住民基本台帳法第11条に基づき、町長が実施する法定受託事務中の、自衛官または自衛官候補生の募集に必要な報告または資料の提供については、現在、自衛隊和歌山地方協力本部長からの住民基本台帳の閲覧請求に基づき、町長の閲覧許可により、指名された広報官の方に半日程度をかけて対応いただいているところであります。

なお、来年度以降の対応については、引き続き依頼に基づく閲覧を基本としますが、今後、紙媒体による募集対象者情報の提供の可能性について調査、研究していきたいと考えています。

議員ご承知のとおり、自衛隊の方々にはこれまでも各種災害派遣活動や防災訓練対応等において県や町独自では不可能な部分のご支援を積極的にいただいております。町の防災計画上の消防、警察と並び重要な位置を占めております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

平成30年5月15日、またことし平成31年4月3日、防衛大臣から県への自衛官募集の依頼についての文面の中に、「自衛隊地方協力本部から、市町村へ、募集対象者情報、「氏名」「出生の年月日」「男女の別」「住所」の4情報については、紙媒体また電子媒体での提出依頼があった際には、市町村の皆様にご指導いただけるよう、お願いいたします」とあります。

防衛大臣または自衛隊から募集対象者の情報の提供を求める依頼が来ていると思いますけれども、それに対して県からの指導が来ておりますか。県からの指導があれば、井潤町長のご対応はどうされましたか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

本年4月に受領した、町長宛ての県総務部長名の「自衛官等の募集対象者情報の提出について（依頼）」の文書により、平成31年2月の県議会定例会特別予算委員会における知事の答弁内容は承知しております。県からは依頼のみで、指導は来ておりません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

同じくことし4月に、防衛大臣、また、自衛隊和歌山地方協力本部長から白浜町長に、自衛官候補生募集のために必要な対象者情報の提供の依頼が来ていると思います。その文書の内容の中で共通しているのは、募集対象者情報に関する資料を紙媒体または電子媒体で求めていることです。

平成31年4月3日に、防衛大臣から白浜町長に発出した自衛官募集等の推進についての

依頼の文面の中に、募集事務の一部の実施に関する法的根拠について次のように書いています。

都道府県知事及び市町村長は、自衛隊法第97条により、自衛官の募集に関する事務の一部を行うとされているとあり、特に、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができると定められて、この法令上の明確な根拠をもって募集対象者情報の提出をお願いするものですとのことです。

自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は、市町村長に対し資料提出を求めることができると定められています。

しかし、同法施行令第120条は、防衛大臣が市町村長に情報の提出を求めることができる根拠になる政令であり、市町村長には防衛大臣の依頼を受け入れなければならない定めはないと思いますが、町長、いかがですか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

この件につきましては、6月13日に自衛隊和歌山地方協力本部長がこちらのほうに来訪され、今年度の募集業務状況、防衛大臣公文書の記述内容、県下各自治体の現況、法令上の解釈等の説明を受けたところです。

議員ご指摘のとおり、自衛隊法施行令第120条により、防衛省は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料提供を求めることができるということであり、町に資料提供の義務は明記されていないと解釈しています。議員の言われるとおり、依頼を受け入れる定めはないとの認識であります。

以上です。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

今の答弁とちょっと重なる部分はあるんですけど、自衛隊法施行令第120条による資料提出要請には、2003年4月23日、衆議院個人情報の保護に関する特別委員会で宇田川政府参考人は、次のように答弁したとあります。「市町村長に対しまして、適齢者情報を依頼しているところでありまして、あくまで依頼であります」と答弁したとあり、当時の国務大臣、石破茂国務大臣も「市町村は法定受託事務としてこれを行っているわけでございます。私どもが依頼をしても、答える義務は必ずしもございません」と答弁しております。あくまで防衛大臣から適齢者募集対象者情報の提供依頼であり、依頼は依頼であり、義務ではないと思いますけども、白浜町長には、依頼に応える義務はないと。

募集事務の一部の実施に関する法的根拠について、防衛大臣からの提供依頼、また自衛隊和歌山地方協力本部長からの提供依頼の法的根拠として、自衛隊法施行令第120条と自衛隊法97条を根拠しています。

そこでお伺いいたします。自衛隊法97条は、自衛隊員募集業務は市町村の法定受託事務となっておりますが、同条自衛隊法97条は町長がしなければならない募集事務の内容を具

体的に定めておりますか。また、自衛隊法 9 7 条に個人情報の提供に関する定めがありますか。

○議 長
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

議員からご質問をいただきました自衛隊法 9 7 条には、市町村長は政令で定めるところにより、自衛官または自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うとあり、募集業務の一部として法定受託事務を町長が行うことを明記しているところです。また、自衛隊法施行令第 1 1 4 条から 1 2 0 条に県知事または町長が行う法定受託事務内容が記述されています。個人情報の提供制限に関する記述はないと解釈してございます。

○議 長
5 番 丸本君（登壇）

○5 番

今の質問、前置きがちょっと長かったんですけども、9 7 条には個人情報に関する定めがないと。これでいいんですね。

○議 長
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

定めというか、提供制限に関する記述は載っていないと。

○議 長
5 番 丸本君（登壇）

○5 番

今のご答弁ですが、自衛隊法 9 7 条に個人情報に限定した提供に関する記述がないとの答弁をいただきました。

白浜町に、防衛大臣や自衛隊から、今、情報の提供の依頼が来ております。依頼の内容は、自衛官、また自衛官候補生の募集対象者の情報提供であります。その提供を求める根拠法としているのが、自衛隊法 9 7 条と同法施行令 1 2 0 条であると思います。2 つの法令を根拠にする今回の依頼であります。

しかし、自衛隊法 9 7 条に個人情報に限定した提供に関する記述がないとの答弁が、今ありました。同法施行令 1 2 0 条は、自衛隊法 9 7 条を施行するに当たり、細目的事項を定めた法規であり、内閣が制定した政令であるわけです。施行令 1 2 0 条は法律の施行を目的とするものであるが、自衛隊法 9 7 条に個人情報の提供に関する定めがないのに、個人情報の提供が認められると解釈をし、情報提供の依頼をしてきていると思えてきます。

自衛隊法施行令 1 2 0 条は、同法 9 7 条の下位法であり、自衛隊法 9 7 条に個人情報の提供に関する記述がないとの答弁であり、紙媒体、電子媒体での情報提供は納得できない部分があります。個人情報保護法、また、白浜町個人情報保護条例では、原則本人の同意なく提供することを禁止しております。

本人の同意なく、個人情報提供するには、法令の定めが必要とのことだが、どの法令に自衛隊に関する適齢者情報の提供に関する定めがありますか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

繰り返しになりますが、防衛省からの依頼については、自衛隊法97条に記述のある、市町村長が行う法定受託事務の1つとして、自衛隊法施行令120条に記述のある報告または必要な情報資料の提供を求めることができるから、防衛省が、自衛官または自衛官候補生の募集業務に必要な情報資料の細部内容として、結果的に個人情報に該当する事項を市町村長に依頼していると解釈でき、依頼すること自体は問題はないと考えます。

先ほども答弁したとおり、防衛省の情報資料の提供の依頼に応じる義務は町にはなく、応じるか否かは町の判断になってきます。個人情報に関する情報提供の可否の判断上、業務上の内容が記述されているのは、自衛隊法ではなく、個人情報保護法、住民基本台帳法及びそれに基づく、町個人情報保護条例、町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領であります。

現在、その解釈について、和歌山県下のみならず、全国の市町村や各種団体等からさまざまな見解や意見が出ていることは承知していますが、それを踏まえ、先ほど町長もご答弁をしましたが、来年度も閲覧を基本として、情報提供の可能性を調査研究するという方向で考えています。

以上です。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

今現在、住民保健課では基本台帳の閲覧と書き写しを認めていると思うんですけど、それは間違いございませんか。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

住民基本台帳法では、国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち、氏名、生年月日、男女の別、住所の部分の写しを、当該国または地方公共団体の機関の職員で当該国または地方公共団体の機関が指定する者に閲覧させることを請求することができることありまして、閲覧、書き写しを認めているものです。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

今、課長から閲覧、書き写しを認めていると、このような答弁をいただきました。

ですけども、今の質問は私がしている質問は、紙媒体で対象年齢の写しをそのまま提供してくれということ、今までやったら書き写してやっつけたやつを、それを紙媒体、電子媒体での提供を求めてきたんですけども、これについて私は別に抽出したやつを閲覧、書き写しは別に私はどうこう言うとはならないです。紙媒体、電子媒体での提供を求めてくるから質問をしてるわけなんです。提供する義務がないと答弁をいただいているんですけども、どの法律に提供せなあかんと、提供せんでもかままんと言うのだけでも、今度の依頼は、紙媒体、

電子媒体で依頼してきてるんやけども、これは提供せなあかん義務はあるんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

現在、閲覧、書き写しのみをしていただいているところです。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

次、行きます。

防衛大臣から和歌山県知事への自衛官募集等の推進についての依頼の文面には、自衛官の募集環境は厳しい状況にあるとのこと。平成29年での採用計画数に届かなかったとのこと。そのような中、自衛隊への適齢対象者の名簿の提出を求めてきています。依頼の内容も紙媒体、また電子媒体での提供依頼となっており、個人情報が今までより危機にさらされるのではと、私は危惧をしております。

白浜町は、現在住民基本台帳からの適齢者の抽出、台帳の閲覧、書き写しを認めていることですが、防衛大臣、また、自衛隊和歌山地方協力本部からの依頼にある紙媒体、電子媒体での情報提供の要請には、名簿提出の義務もない中、個人情報保護の観点から、紙媒体等での名簿の提出には応じるべきではないと考えます。

自治体側には、名簿提出の法的義務はないと、先ほど答弁されました。

住民基本台帳法は、個人情報保護の観点から、原則非公開を定めています。

自治体が適齢者を抽出し、情報提供するのは本人の同意がない中、個人情報保護法に抵触することはないのでしょうか。今後も、今現在白浜町が行っている住民基本台帳の閲覧、書き写しにとどめておくべきではと思いますけども、ご答弁お願いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほども、私と総務課長が答弁いたしましたが、来年度以降の対応につきましては、依頼に基づく閲覧を基本としたいと考えています。しかしながら、和歌山県下でも現在紙媒体での提供をしているところもあるというように聞いておりますし、その中でも和歌山県下で紙媒体による情報提供を実施する自治体も今後またふえてくる可能性もありますので、その結論に至った理由等を踏まえて、今後、可能性について調査、研究をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと考えてございます。

周辺自治体の動向を見ながら、あるいは確認をしながら検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

これは町長、周辺自治体も大事か知りませんが、個人情報保護法の関係で、慎重に検討をしていただきたいと思います。個人情報保護法に抵触する可能性があると、このように判断している弁護士さんもおられるところでもありますので、慎重な対応をお願いしておきま

す。

この件については、終わらせていただきます。

○議 長

1つ目の個人情報保護についての質問は終わりました。

次に、2つ目の核の関連施設受け入れ拒否の条例制定についての質問を許可いたします。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

次に、核の関連施設受け入れ拒否の条例についての質問をさせていただきます。

この件につきましては、午前中に同僚議員から質問があり、町長が前向きな答弁をされております。いわゆる核の関連施設の受け入れ拒否の条例を制定してくれという住民団体がおられる中、私はこの件について一昨年9月からことしに入っては3月議会、6月議会と、そして今回の3年にわたって条例について質問してまいりました。この6月では、条例の制定は必要性がないという答弁で終わってしまったんですけども、きょうの町長の答弁を聞いておりますと、私が理解するところでは、任期中に町長の任期は5月12日という認識なんですけども、その前の月に選挙があると思うんです。それで任期中に判断すると、決めると、条例がイエスかノーか、可否の判断を任期中にすると、私はそう受け取ったんですけども、それに間違いないですか。

○議 長

丸本君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほどの溝口議員への答弁にもありましたように、私の任期中に結論を出すべく検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

それまで12月と3月に定例会があると思うんですけど、条例を制定するという事で議案を提出するんでしたら、2月か任期中までの議会で2月ないし3月に提出すると、こういう理解をさせていただいていいということですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

スケジュールにつきましては、やはり12月ぐらいの議会もございますし、その後3月になろうかと思えますけれども、議会が予定されておりますので、その議会に提出するのであれば、その2つの議会への提出が一番可能性があるというか妥当だというふうに考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

条例制定については、私も言っていますけども、住民団体の方も直近では9月7日に学習

会を開いておりました。私だけが言うとするんじゃないですよ。白浜町にも、条例制定を求める文書が来ると思うんですよ。去年の12月です。ぜひその住民の要望、声を拾っていただきますよう、お願いしておきます。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上をもちまして丸本議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日9月13日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって散会します。

議長 西尾 智朗は、14時52分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和元年9月12日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員